

山陽小野田市こども計画

(案)



令和 8 年 月
山陽小野田市

はじめに

令和 8 年 月

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

目 次

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画の背景と趣旨
- 2 計画の性格と位置づけ
- 3 計画期間
- 4 計画の対象

第2章 山陽小野田市のことども・若者と家庭の状況

- 1 山陽小野田市の状況
- 2 アンケート調査からみた現状
- 3 子ども・若者からの聴き取り
- 4 山陽小野田市のことども・若者支援施策に関する課題

第3章 こども計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本理念（目指すべき姿）
- 2 施策の体系

第4章 施策の展開

基本方針1 子ども・若者の権利と意見の尊重

- 1. 子どもの権利、子どもの意見尊重の意識の醸成
- 2. 子ども・若者の社会参画・意見反映の促進

基本方針2 地域社会全体で子どもを育む

- 1. 身近な場所での「ことどもの居場所」づくりの推進
- 2. 様々な遊びや体験の保障

基本方針3 ライフステージに応じた切れ目のない支援

- 1. 安心できる相談体制
- 2. 支援が必要な子ども若者、家庭への支援
- 3. 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

基本方針3 ライフステージに応じた切れ目のない支援

評価指標の設定

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

2 子ども・若者への意見聴取

資料

子ども・若者からの意見聴取

山陽小野田市子ども・子育て協議会委員名簿

第Ⅰ章 計画策定にあたって

I 計画の背景と趣旨

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、子どもの心身の状況、おかかれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和5年4月1日に子ども基本法が施行されました。

国は、この基本法に基づき、令和5年12月に、これまで別々につくられてきた「少子化社会対策大綱」、「子ども・若者育成支援推進大綱」、「子どもの貧困対策に関する大綱」を一元化した「子ども大綱」を策定し、現在、総合的かつ一体的に子ども施策をすすめていくこととしています。

子ども大綱がめざす社会像として、「全ての子ども・若者が、日本国憲法、子ども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会」（「子どもまんなか社会」）を提唱しています。

本市においても、子ども大綱を勘案し、令和7年3月に第3期山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「支援事業計画」という。）を策定し、現在、計画に基づき子育て支援施策を実施しています。

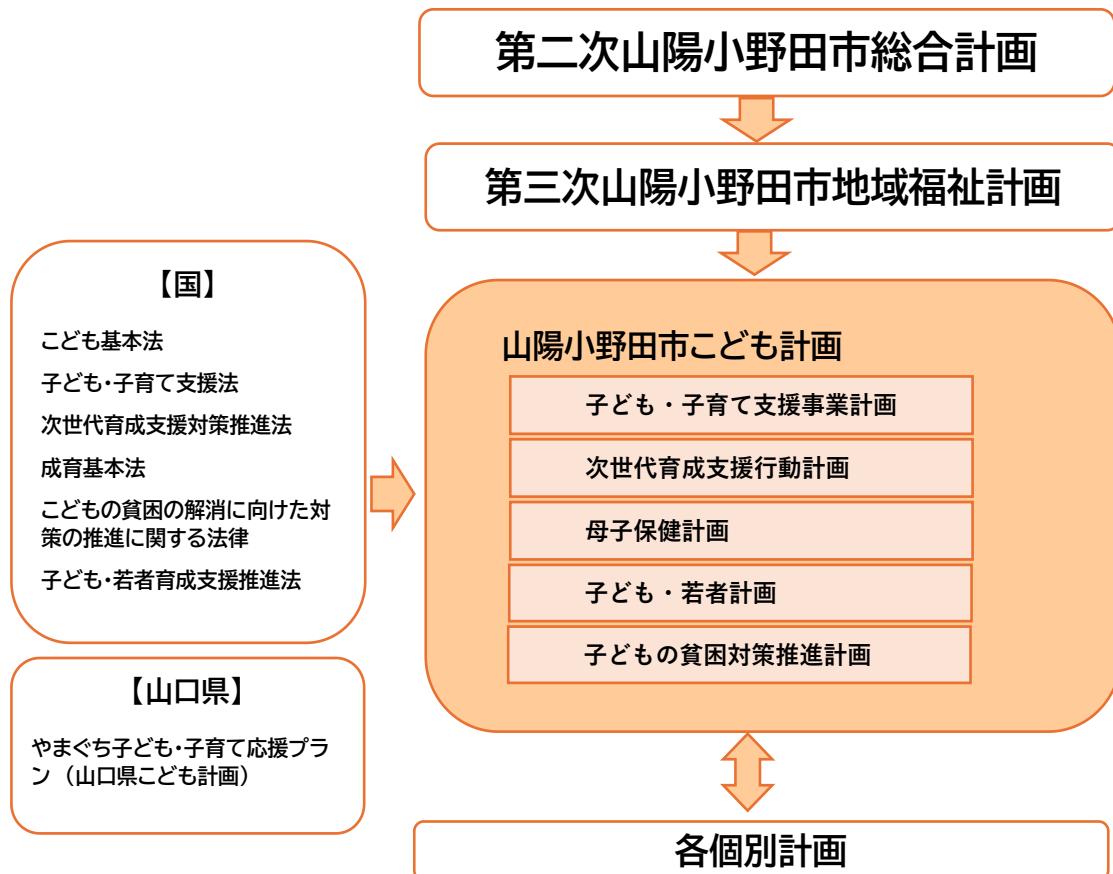
この支援事業計画に加え、子どもや若者の最善の利益を第一に考え、また、子どもや若者を権利の主体として認識し、子どもや若者の視点を取り入れながら、山陽小野田市に住む、全ての子ども・若者の権利を保障され、「子どもまんなか社会」の実現を目指し、また、一体的な子ども施策を実施するための「山陽小野田市子ども計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 計画の性格と位置づけ

本計画は、子ども基本法第10条の規定に基づき、子ども大綱、および、山口県が策定した「やまぐち子ども・子育て応援プラン」等を勘案し、本市の今後の子ども・若者・子育て支援施策を総合的に推進するために具体的な方向や取り組む内容を定めるものです。

また、本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく市町村次世代育成支援行動計画、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条の規定に基づく子どもの貧困対策推進計画、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく市町村子ども・若者計画と一体的に策定します。

また、本計画は「第二次山陽小野田市総合計画」を最上位計画、「第三次山陽小野田市地域福祉計画」を上位計画とし、山陽小野田市の関連計画との連携・整合性を図り策定するものです。



3 計画期間

本計画は、令和8年度から令和11年度までの4年間を計画期間とします。計画期間中における社会情勢の変化や法制度の変更等に対しては柔軟に対応し、必要に応じて見直しを行うこととします。

4 計画の対象

本計画は、市内に在住・在学・在勤する全ての子ども・若者、子育てしている保護者・養育者及び子育て支援に関わる地域、関係機関や団体等、広く対象とします。

子ども基本法において、「子ども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされており、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、子どもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていくように支えていくことを示したものであり、子どもが、若者となり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指していることから、本計画においても一定の年齢上限は定めないものとします。

なお、「若者」については、法令上の定義はありませんが、おおむね18歳以降からおおむね30歳未満のものとし、施策によってはポスト青年期（おおむね39歳未満）の者も対象とします。

第2章 山陽小野田市のこども・若者と家庭の状況

I 山陽小野田市の状況

(1) 家族類型別一般世帯数の推移

国勢調査における本市の世帯数の推移をみると、本市の一般世帯数は、増加を続けており、令和2年の調査では、26,049世帯となっています。

また、核家族世帯が減少し、単独世帯が増えており、令和2年の調査では、単独世帯は、8,771世帯となっています。

【家族類型別一般世帯数の推移】



*世帯総数は、家族類型不詳世帯を含む（資料：国勢調査）

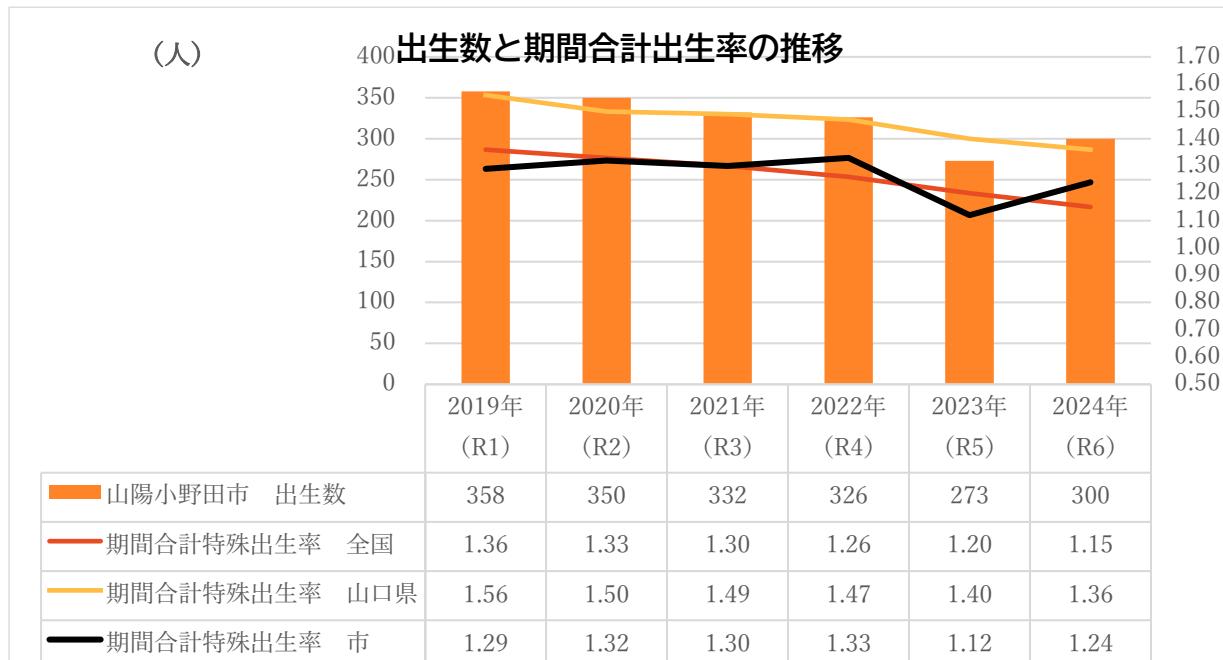
(2) ひとり親世帯数の推移

本市の令和2年の国勢調査における、本市のひとり親世帯数は511世帯であり、平成27年の552世帯と比較すると40世帯程度減少しています。

なお、全国、山口県においても、令和2年と平成27年を比較すると、ひとり親世帯数は、減少しています。

(3) 出生数の状況

住民基本台帳によると、本市の出生数は、平成 30 年の 426 人から、年々減少し、令和 6 年は 300 人まで減少しています。また、期間合計特殊出生率は、令和 5 年は 1.12 で、全国、山口県と比較しても低くなりましたが、令和 6 年は 1.24 となっています。



資料：人口動態調査(厚生労働省)、人口推計(総務省統計局)、住民基本台帳

(4) 支援が必要な子ども等の状況

本市の家庭児童相談の件数の推移をみると、養護相談が家庭児童相談の内容の半数を占めています。

【家族児童相談件数の推移】

(単位:人)

相談内容		R1	R2	R3	R4	R5	R6
養護相談	虐待	37	45	38	43	39	43
	その他	6	27	21	23	13	29
育成相談	性格行動	4	3	2	1	0	1
	不登校	10	2	8	3	8	10
	適正相談	0	0	0	0	0	0
	育児・しつけ	2	0	3	2	0	0
非行相談		2	0	0	0	0	2
障害相談		6	2	1	5	3	6
その他		19	9	6	6	8	15
合計		86	88	79	83	71	106

相談の種類

養護相談	親の家出、失踪、死亡、離婚、入院、服役等による養育困難、遺棄、迷子、虐待を受けた子ども、養子縁組に関する相談
育成相談	極度の反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、家庭内暴力等の性格行動、不登校、進学、育児、しつけ等に関する相談
障害相談	肢体不自由、視聴覚障害、言語発達障害、重症心身障害、知的障害、自閉症等の症状を有する相談
非行相談	虚言癖、浪費癖、家出、乱暴、性的逸脱、飲酒、喫煙等の触法行為等に関する相談
その他	上記以外の相談

2 アンケート調査からみた現状

(1) 調査の概要

(ア) 調査の目的

「山陽小野田市こども計画」の策定に向けて、子どもの生活の状況や学校での過ごし方について、子ども自身と保護者に調査を行うことで、現状や要望を把握し、山陽小野田市こども計画に反映することを目的として実施しました。

(イ) 調査対象及び実施方法

調査は、下記の方法により、実施しました。

(1) 子どもの生活実態調査・子どもの生活に関するアンケート

調査対象者	本市在住の小学5年生、中学2年生の児童生徒及び保護者（全数）
調査票配布数	本市在住の小学5年生 : 535人 本市在住の中学2年生 : 547人 保護者 : 1,082人
調査の期間	令和7年9月9日（火）～令和7年9月30日（火）
調査方法	調査依頼文及び調査票を郵送により配布。郵送、WEBによる回答

(2) こども・若者の意識と生活に関する調査

調査対象者	本市在住の16歳から39歳の子ども・若者
調査票配布数	2,000人
調査の期間	令和7年9月9日（火）～令和7年9月30日（火）
調査方法	調査依頼文及び調査票を郵送により配布。郵送、WEBによる回答

(ウ) 有効回答数及び回収率

区分	配布数（人）	有効回答数（人）	回収率（%）
小学5年生	535	214	40.0
中学2年生	547	183	33.5
保護者	1,082	430	39.7
子ども・若者	2,000	487	24.4

(エ) 調査集計にあたっての留意事項

- 回答結果（割合）は小数点第2位を四捨五入しているため、単一回答（複数の選択肢からひとつだけを選ぶ形式）の割合の合計が100%にならない場合があります。

- 複数回答（2つ以上の回答を選ぶことのできる形式）の項目は、有効標本数全体もしくは各属性の合計に対して各々の割合を示していますので、各選択肢の回答の割合を合計しても100%にはなりません。
- 本報告書における「n」、「SA」、「MA」の意味は次のとおりです。
 「n」：サンプル数、 「SA」：単一回答（Single Answer の略）、
 「MA」：複数回答（Multiple Answer の略）

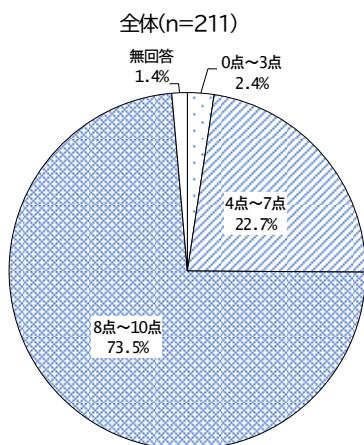
（2）調査の結果

（ア）子どもの生活に関するアンケートについて

① 今の生活についてどの程度「幸せ」だと感じているかについて

今の生活を、どの程度「幸せ」だと感じているかについて、「とても幸せ」を10点、「幸せではない」を0点とすると、何点くらいになると思うか聞いたところ、小学生では、「8点～10点」が73.5%と最も高く、次いで「4点～7点」(22.7%)、「0点～3点」(2.4%)となり、中学生では、「8点～10点」が62.2%と最も高く、次いで「4点～7点」(30.0%)、「0点～3点」(3.9%)となっています。

[小学生]

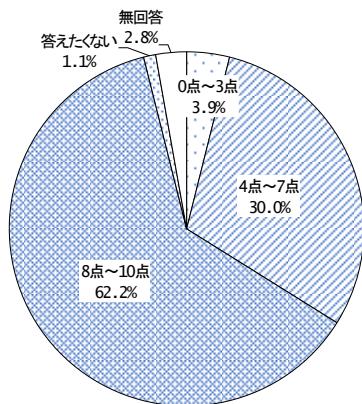


(%)

	0点	1点	2点	3点	4点	5点	6点	7点	8点	9点	10点	無回答
全体 (n=211)	0.9	0.5	0.5	0.5	3.3	6.2	5.7	7.6	12.8	14.7	46.0	1.4
男子 (n=107)	1.9	0.0	0.9	0.9	2.8	10.3	6.5	6.5	15.9	16.8	36.4	0.9
女子 (n=100)	0.0	1.0	0.0	0.0	3.0	2.0	5.0	9.0	9.0	12.0	57.0	2.0

[中学生]

全体(n=180)



(%)

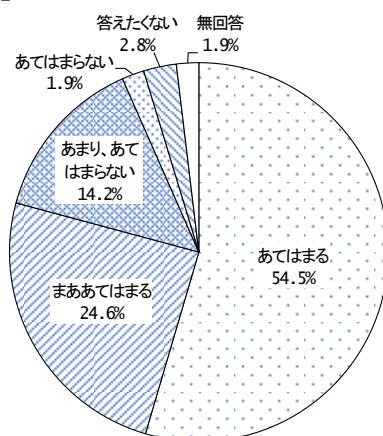
	0点	1点	2点	3点	4点	5点	6点	7点	8点	9点	10点	答えたくない	無回答
全体 (n=180)	0.6	0.6	1.7	1.1	2.2	10.6	5.0	12.2	21.1	16.1	25.0	1.1	2.8
男性 (n=98)	0.0	1.0	1.0	0.0	2.0	8.2	3.1	12.2	24.5	14.3	30.6	1.0	2
女性 (n=79)	1.3	0.0	1.3	2.5	2.5	13.9	7.6	11.4	17.7	19.0	19.0	1.3	2.5

② 自分らしさがあるかについて

自分らしさがあるかについて聞いたところ、小学生は、『あてはまる』（あてはまる・まあてはまる）が 79.1%、中学生は、68.9%となっています。

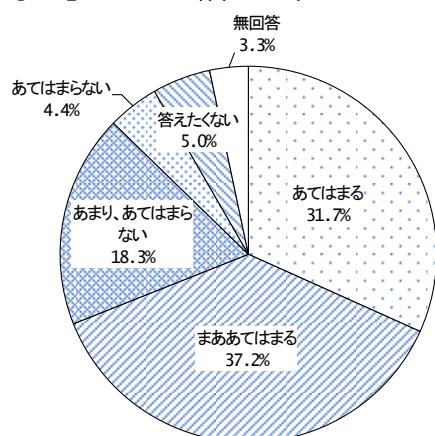
[小学生]

全体(n=211)



[中学生]

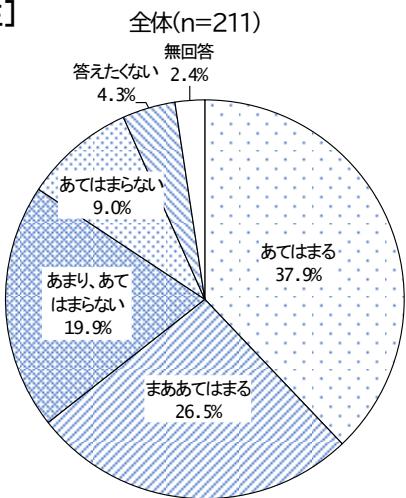
全体(n=180)



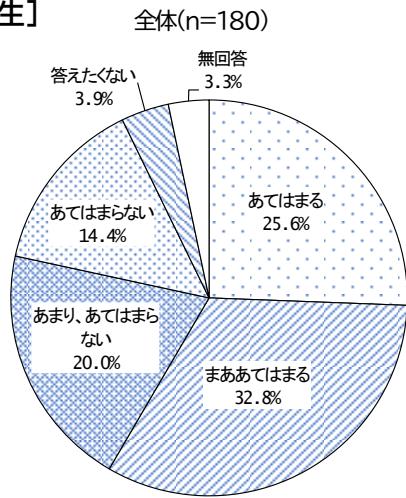
③ 自分の好きなところがあるかについて

自分の好きなところがあるかについて聞いたところ、小学生は、『あてはまる』（あてはまる・まああてはまる）が 64.4%、中学生は、58.4% となっています。

[小学生]



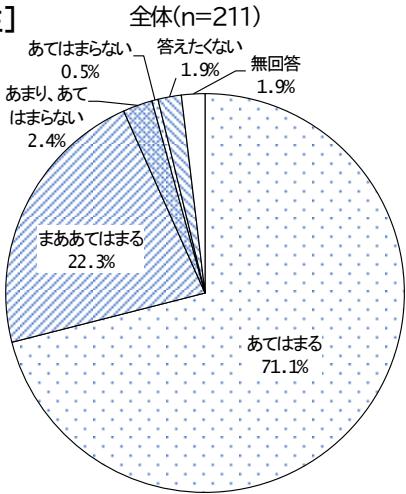
[中学生]



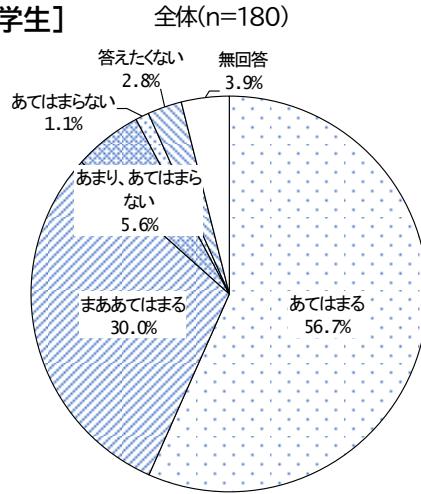
④ 家族に大切にされていると思うかについて

家族に大切にされていると思うか聞いたところ、小学生は、『あてはまる』（あてはまる・まああてはまる）が 93.4%、中学生は、86.7% となっています。

[小学生]



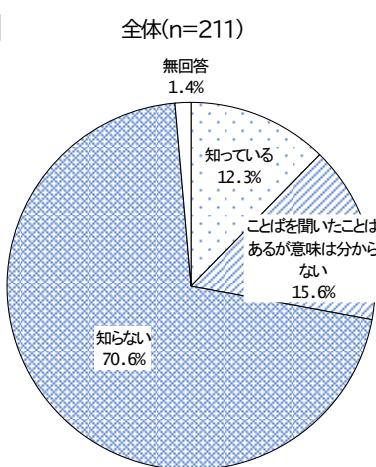
[中学生]



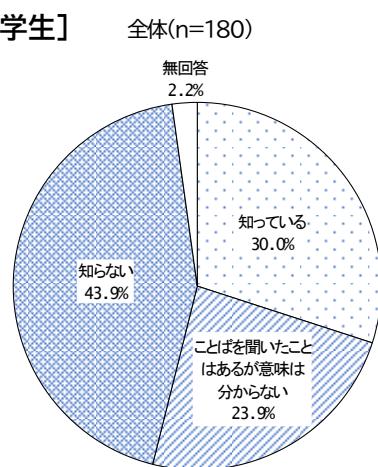
⑤ ヤングケアラーの認知度について

「ヤングケアラー」という言葉を知っているか」聞いたところ、小学生では、「知らない」が70.6%と最も高く、次いで「ことばを聞いたことはあるが意味は分からない」が15.6%、「知っている」が12.3%となり、中学生では、「知らない」が43.9%と最も高く、次いで「知っている」が30.0%、「ことばを聞いたことはあるが意味は分からない」が23.9%となっています。

[小学生]



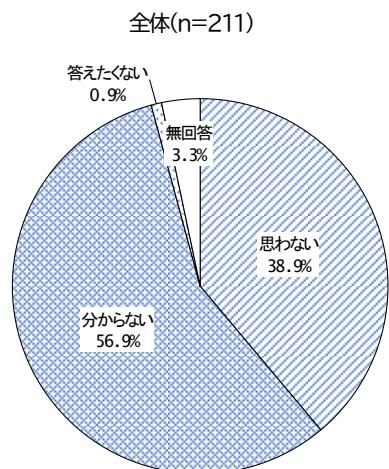
[中学生]



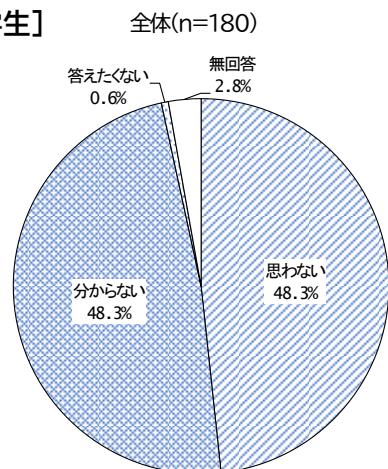
⑥ 自分はヤングケアラーだと思うかについて

自分は「ヤングケアラー」だと思いますか？と聞いたところ、小学生は、「分からない」が56.9%と最も高く、次いで「思わない」が38.9%となり、中学生は、「思わない」、「分からない」が48.3%と最も高く、次いで「答えたくない」が0.6%となっています。

[小学生]



[中学生]

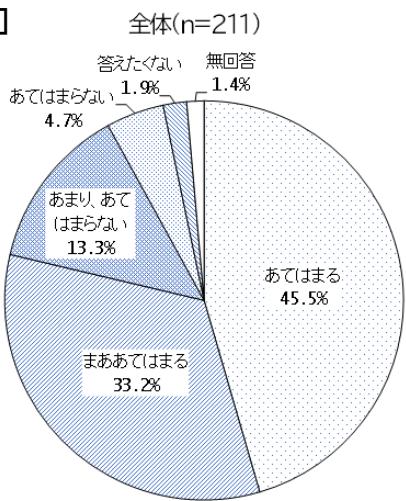


⑦ 自分の将来について明るい希望を持っているかどうかについて

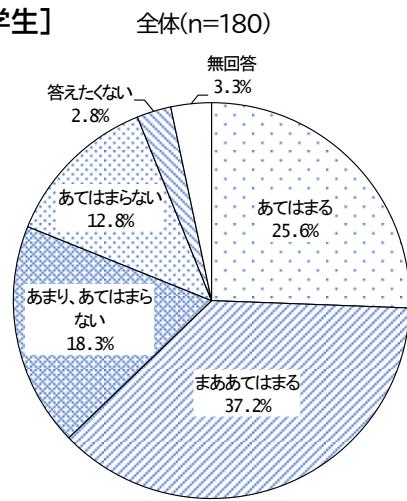
自分の将来について明るい希望を持っているかどうかをきいたところ、小学生は、『あてはまる』

(あてはまる・まああてはまる) が 78.7%、中学生は、62.8%となっています。

[小学生]



[中学生]

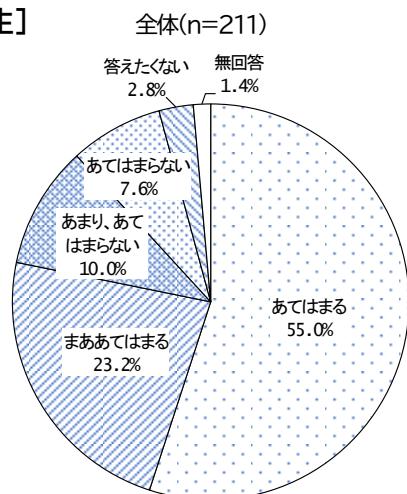


⑧ 将来の夢や目標、つきたい職業があるかどうかについて

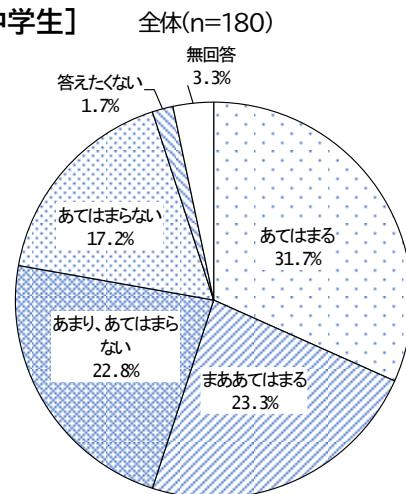
将来の夢や目標、つきたい職業があるかどうかをきいたところ、小学生は、『あてはまる』

(あてはまる・まああてはまる) が 78.2%、中学生は、55.0%となっています。

[小学生]



[中学生]

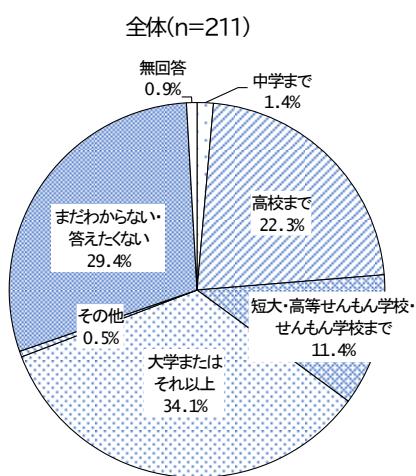


⑨ 将來の進学先の希望について

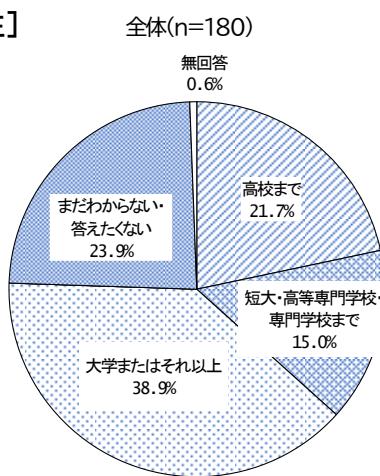
将来、どこまで進学したいかについて聞いてみると、小学生は、「大学またはそれ以上」が34.1%と最も高く、次いで「まだわからない・答えたたくない」(29.4%)、「高校まで」(22.3%)となり、中学生は、「大学またはそれ以上」が38.9%と最も高く、次いで「まだわからない・答えたたくない」(23.9%)、「高校まで」(21.7%)となっています。

また、進学先を選んだ理由については、小・中学生共に「希望する学校や職業があるから」が最も高かったですが、小学生は、次いで「特に理由はない・答えたたくない」(21.1%)、「自分のせいせきから考えて」(16.3%)、中学生は、次いで「自分の成績から考えて」(19.1%)、「親がそう言っているから」(16.9%)となっています。

[小学生]

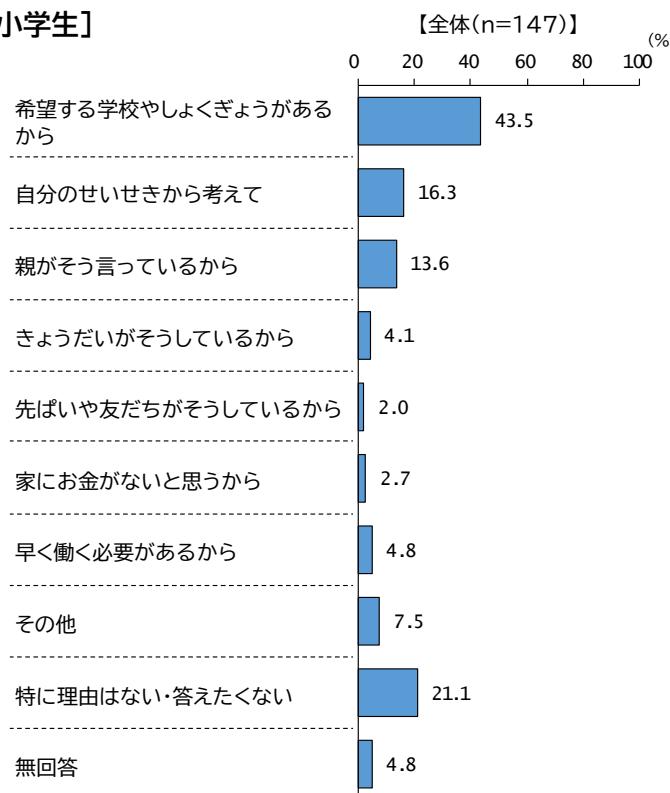


[中学生]

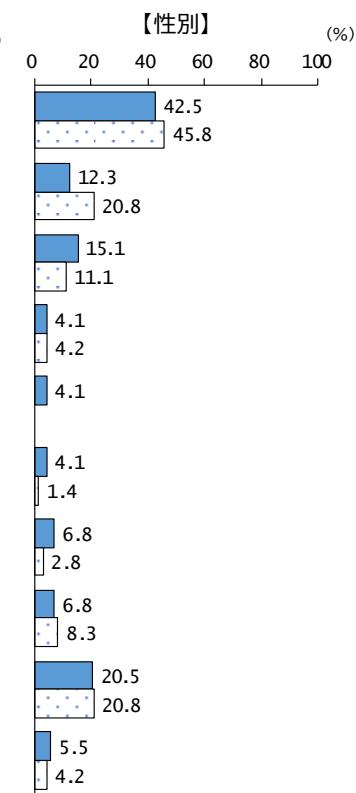


[その進学先を選んだ理由は何ですか。] (MA)

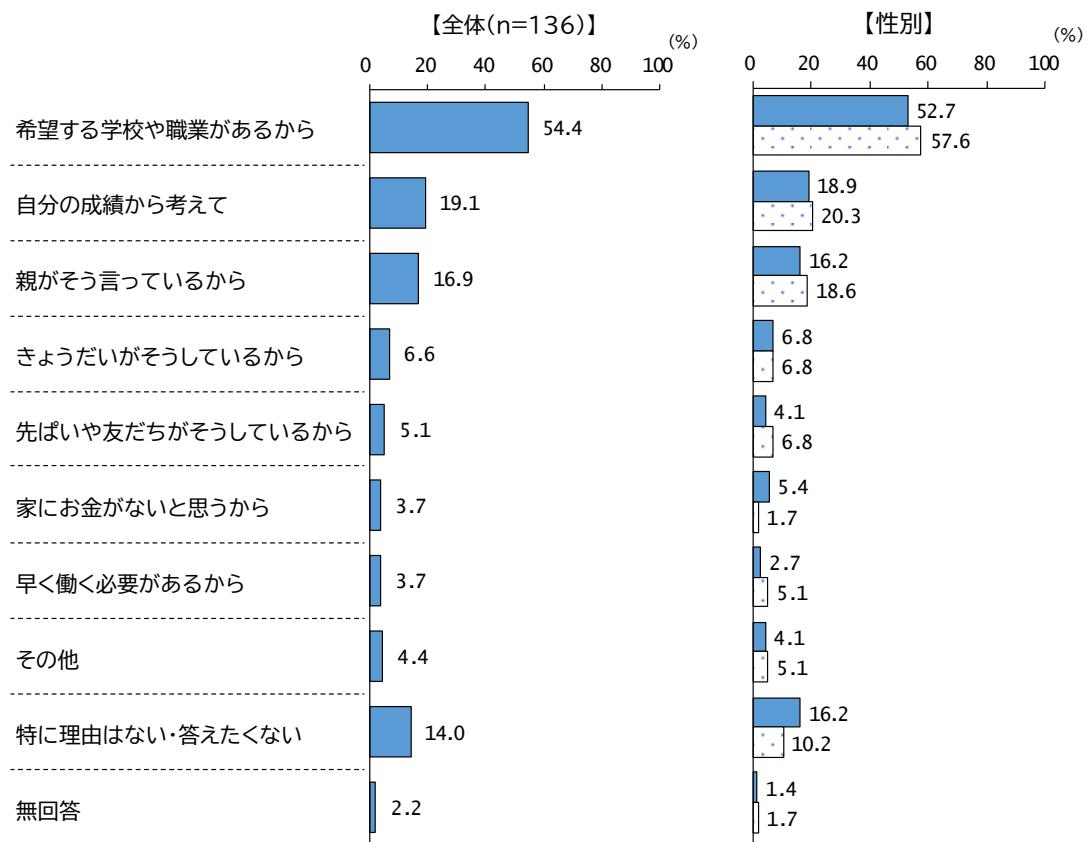
[小学生]



【性別】



[中学生]



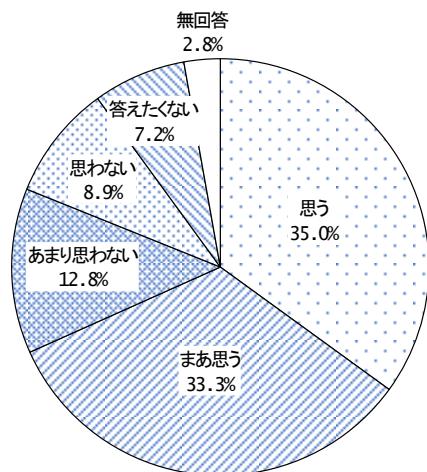
⑩ 将来、結婚したいと思うかについて（中学生のみ）

将来、結婚したいと思うかどうか中学生に聞いてみると、『思う』（「思う」と「まあ思う」を合わせた割合）は68.3%となりました。

また、「あまり思わない」、「思わない」と回答した理由についてきいたところ、「異性との関わり合いが煩わしい、苦手、怖い」、「一人で暮らしたい、一人が楽」、「面倒くさい」などの理由があげられました。

[中学生]

全体(n=180)



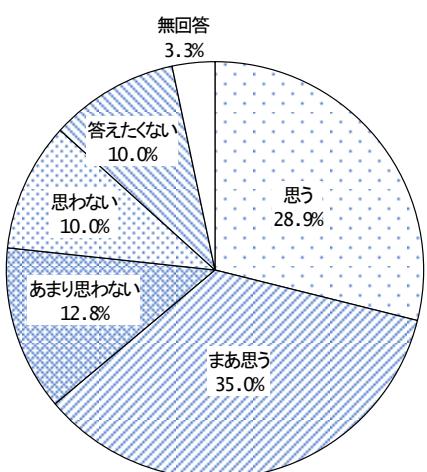
⑩ 将来、子どもが欲しいと思うかについて（中学生のみ）

将来、子どもが欲しいと思うかどうか中学生に聞いてみると、『思う』（「思う」と「まあ思う」を合わせた割合）は63.9%となりました。

また、「あまり思わない」、「思わない」と回答した理由についてきいたところ、「大変そうだから」「子どもが好きではない、苦手」、「育てる自信がない」などの理由があげられました。

[中学生]

全体(n=180)



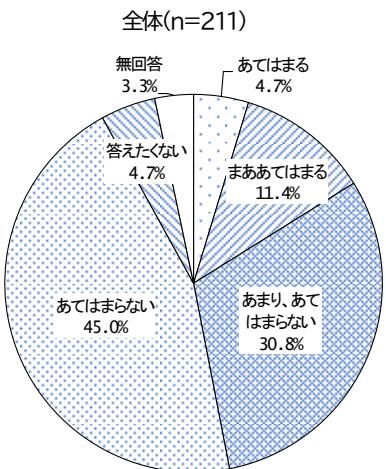
【あまり思わない、思わないと思う理由】

	類似回答数(件)
大変そうだから	6
子どもが好きではない、苦手	3
育てる自信がない	3
一人で過ごしたいから	2
出産が痛いから	2
お金がかかるから	2
その他	7
答えたたくない	7

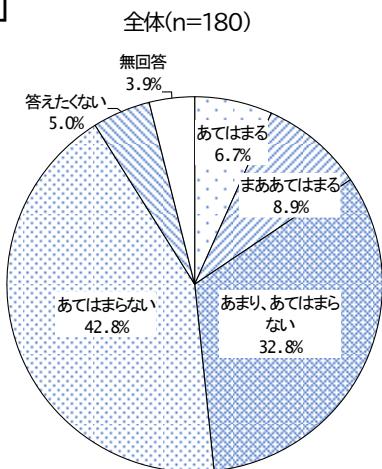
⑪ 市の取組みや政策について、自分の意見を伝えたいかについて

市の取組みや政策について、自分の意見を伝えたいかについて聞いてみると、小学生は、『あてはまる』（「あてはまる」と「まああてはまる」を合わせた割合）は、16.1%となり、中学生は、15.6%となりました。

[小学生]



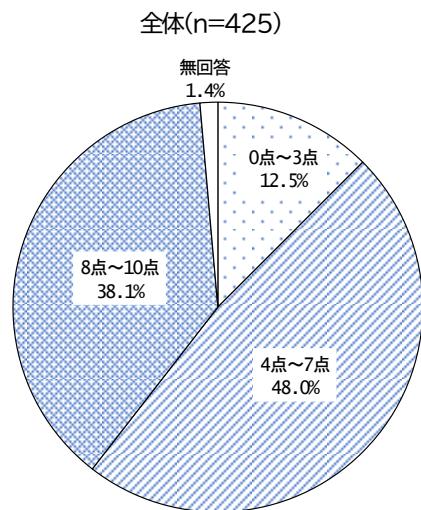
[中学生]



(イ) 子どもの生活に関するアンケートについて(保護者)

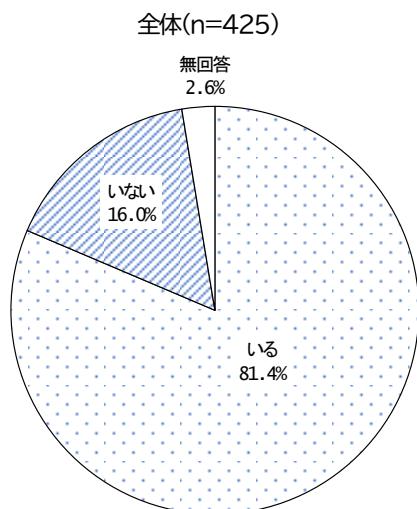
① 最近の生活に、どのくらい満足しているかについて

最近の生活にどれくらい満足しているかについて、聞いたところ、「4点～7点」が48.0%と最も高く、次いで「8点～10点」(38.1%)、「0点～3点」(12.5%)となっています。



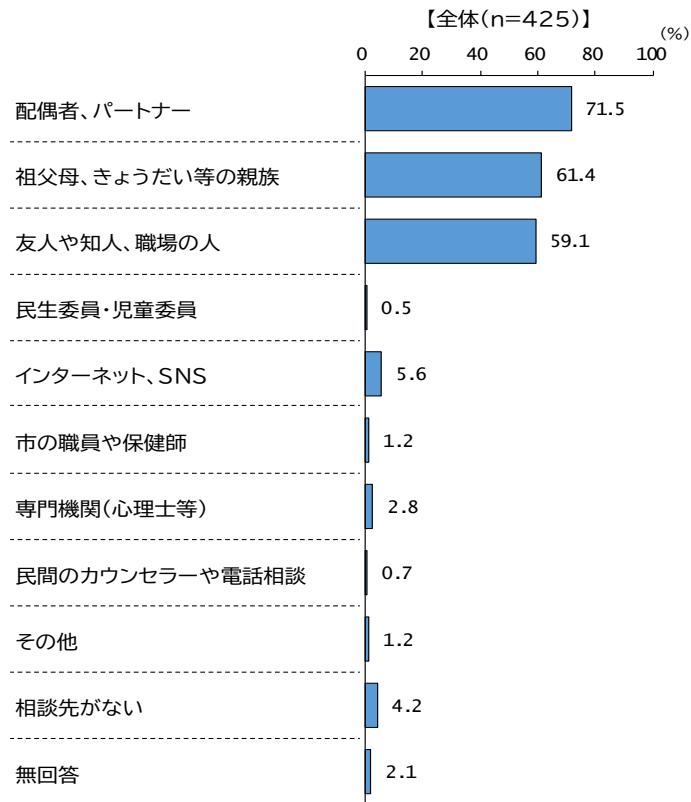
② 子どもの世話や看病について頼れる人がいるかについて

子どものお子さんの世話や看病について頼れる人がいるかについて聞いたところ、「いる」が81.4%、「いない」が16.0%となっています。



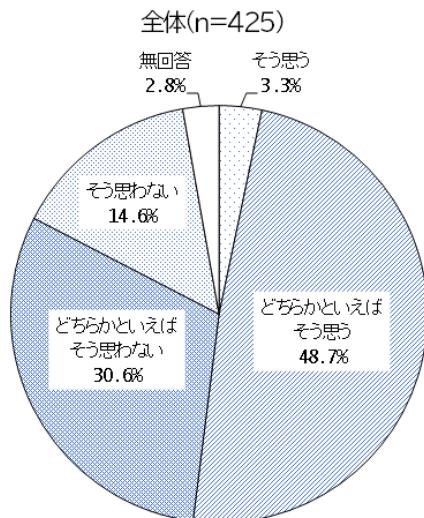
③ 子育てに関する相談先について

子育てに関する相談先について聞いたところ、「配偶者、パートナー」が71.5%と最も高く、次いで「祖父母、きょうだい等の親族」(61.4%)、「友人や知人、職場の人」(59.1%)となっています。



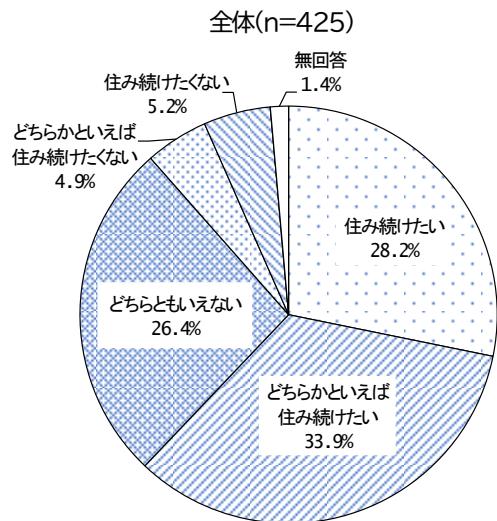
④ 山陽小野田市は子育てが地域で支えられていると思うかについて

山陽小野田市は子育てが地域で支えられていると思うか聞いたところ、「どちらかといえばそう思う」が48.7%と最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」(30.6%)、「そう思わない」(14.6%)となっています。



⑤ 山陽小野田市に住み続けたいと思うかについて

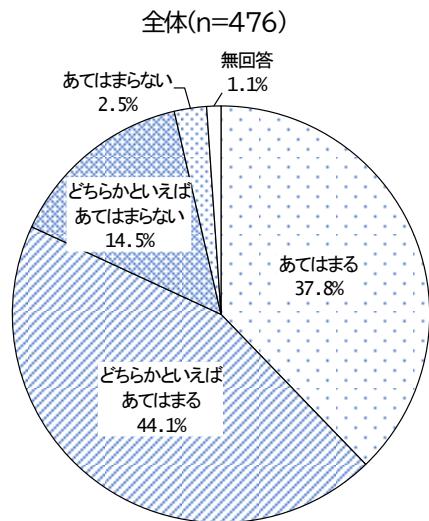
山陽小野田市に住み続けたいと思うかどうかきいたところ、『住み続けたい』（「住み続けたい」と「どちらかといえば住み続けたい」を合わせた割合）が62.1%、『住み続けたくない』（「どちらかといえば住み続けたくない」と「住み続けたくない」を合わせた割合）が10.1%となっています。



(ウ) こども・若者の意識と生活に関するアンケートについて

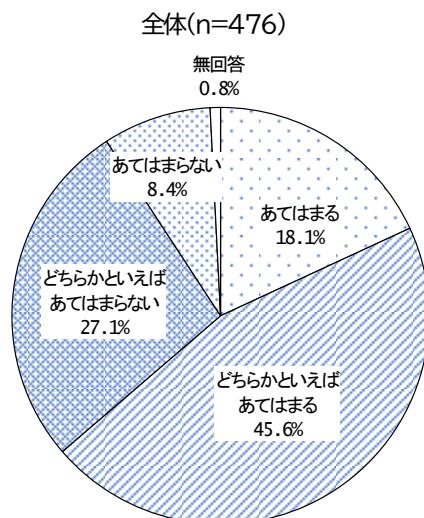
① 自分らしさがあるかについて

自分らしさがあるかについて聞いたところ、『あてはまる』（「あてはまる」と「まああてはまる」を合わせた割合）は81.9%となっています。



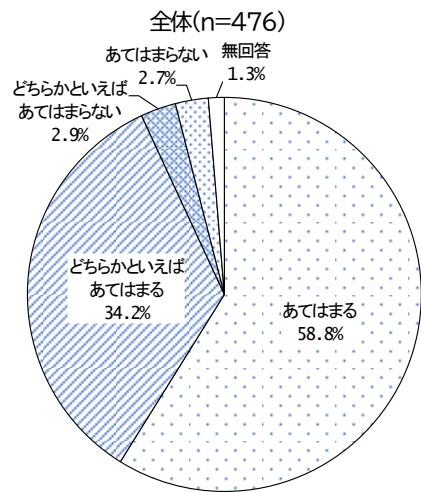
② 今の自分が好きかについて

今の自分が好きかについて聞いたところ、『あてはまる』は63.7%となっています。



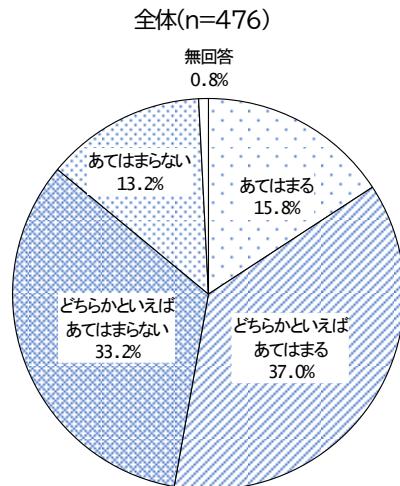
③ 自分の親(保護者)、家族から愛されていると思うかについて

自分の親（保護者）、家族から愛されていると思うか聞いたところ、『あてはまる』（あてはまる・まああてはまる）が93.0%となっています。



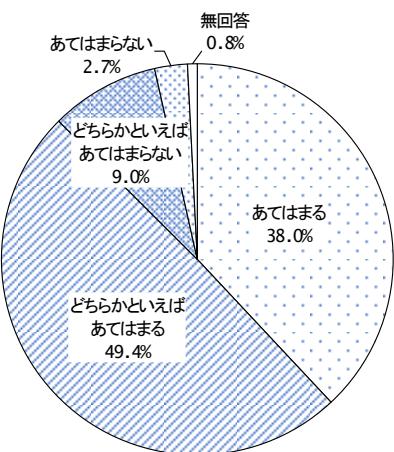
④ 自分自身に満足しているかについて

自分自身に満足しているか聞いたところ、『あてはまる』（あてはまる・まああてはまる）が52.8%となっています。



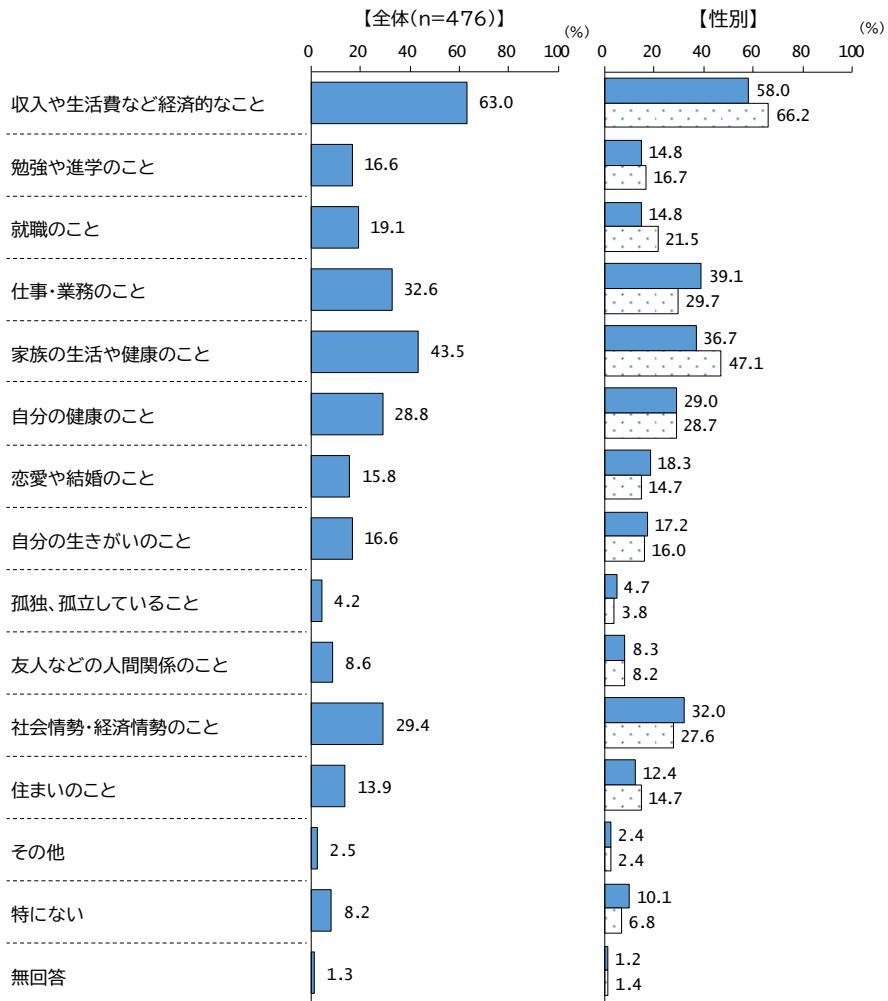
⑤ 今の自分は幸せだと思うかについて

今の自分は幸せだと思うかについて聞いたところ、『あてはまる』（あてはまる・まああてはまる）が87.4%となっています。 全体(n=476)



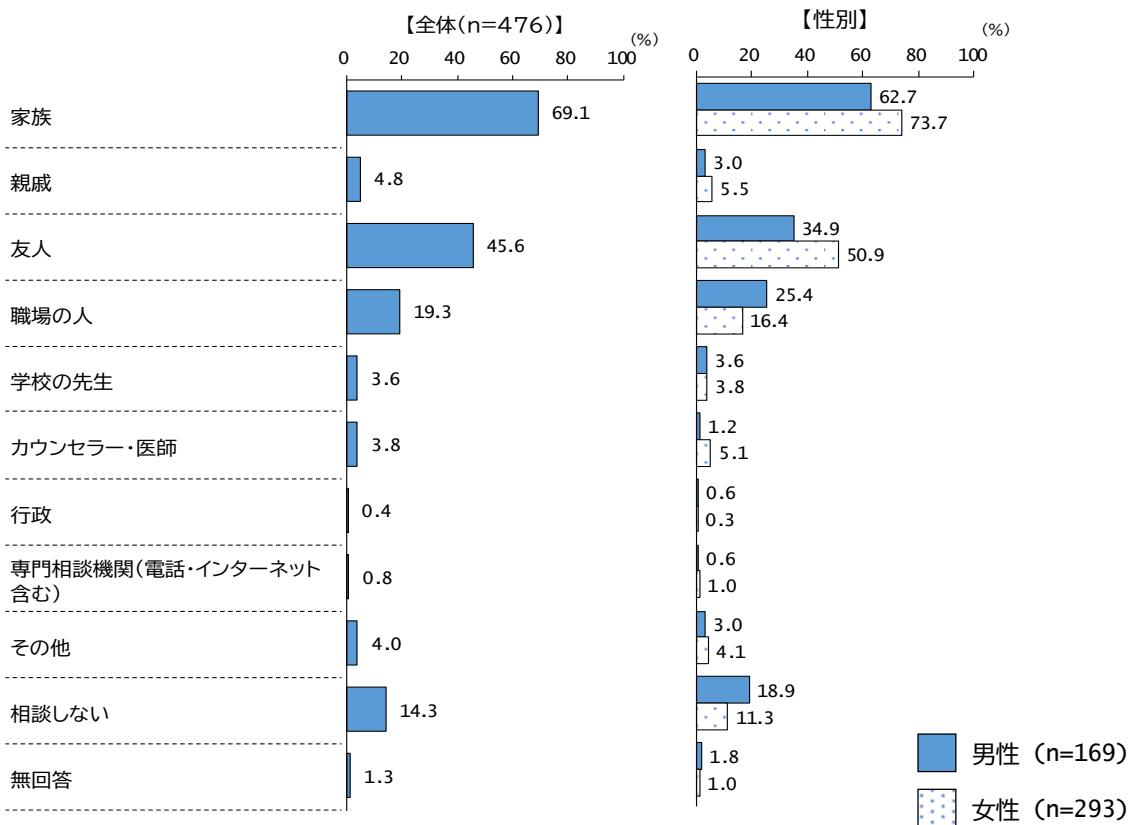
⑥ 不安に感じていることについて

現在、不安に感じていることについて聞いたところ、「収入や生活費など経済的なこと」が63.0%と最も高く、次いで「家族の生活や健康のこと」(43.5%)、「仕事・業務のこと」(32.6%)となっています。



⑦ 不安や悩みがある時の相談先について

不安や悩み、ストレスがある時の相談先について聞いたところ、「家族」が 69.1% と最も高く、次いで「友人」（45.6%）、「職場の人」（19.3%）となっています。



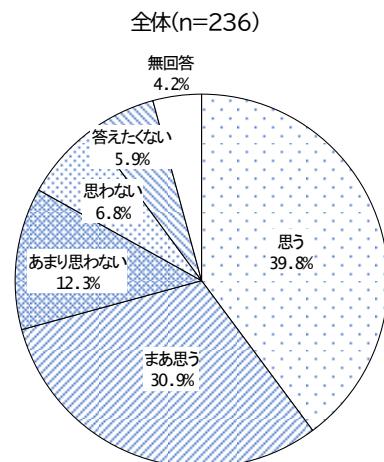
【その他の主な回答】

chatGPT 等の AI 、恋人、パートナー、先輩

⑧ 将来、結婚したいと思うかについて（婚姻していないと答えた方のみ回答）

将来、結婚したいと思うかどうか聞いてみると、『思う』（「思う」と「まあ思う」を合わせた割合）は 70.7% となっており、性別でみると、女性は『思う』が 74.2% と男性よりも 6.5 ポイント高くなっています。

また、「あまり思わない」、「思わない」と回答した理由について聞いたところ、「結婚に興味がない、良いイメージがない」、「人間関係が煩わしい、一人が良い」、「経済的に難しい」、「相手がいない」などの理由があげられています。

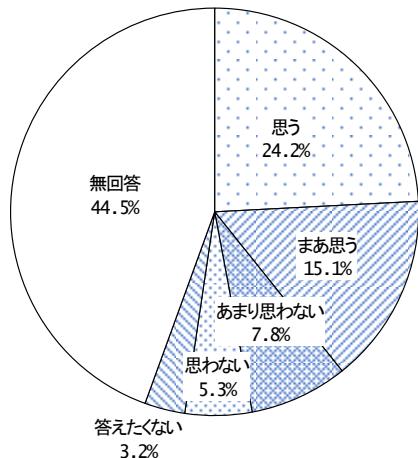


⑨ 将来、子どもが欲しいと思うかについて（現在、お子さんがいない方のみ回答）

将来、子どもが欲しいと思うかどうか聞いてみると、『思う』（「思う」と「まあ思う」を合わせた割合）は、39.3%となっています。

また、「あまり思わない」、「思わない」と回答した理由についてきいたところ、「育てる自信がない」、「経済的に難しい・不安がある」、「社会情勢に不安がある」、「子どもが好きではない、苦手」などの理由があげられました。

全体(n=476)



【あまり思わない、思わないと思う理由】

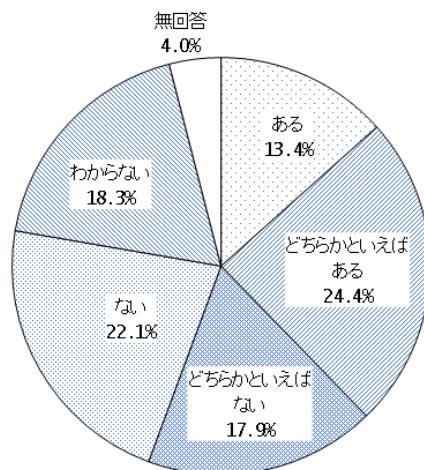
	類似回答数(件)
育てる自信がない	9
経済的に難しい・不安がある	7
社会情勢に不安がある	5
子どもが好きではない、苦手	2
理由はない	2
その他	12
答えたたくない	6

⑩ 山陽小野田市がまちづくりを行うときに、自分の意見や思いを伝えたいかについて

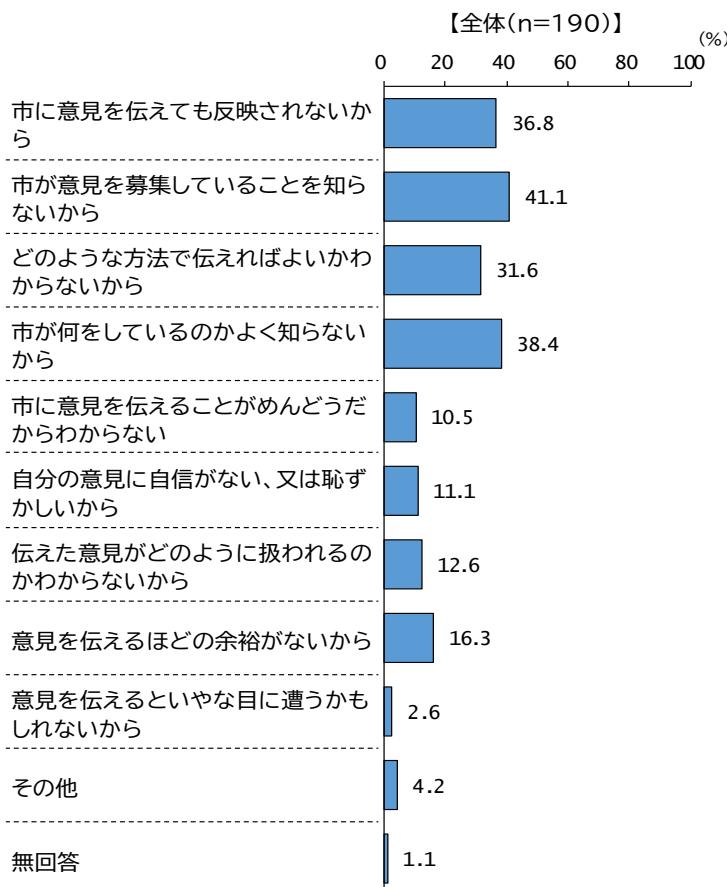
市の取組みや政策について、自分の意見を伝えたいかについて聞いてみると、『ある』（「ある」と「どちらかといえばある」を合わせた割合）は37.8%、『ない』（「どちらかといえばない」と「ない」を合わせた割合）は40.0%となっています。

また、「どちらかといえばない」、「ない」を選択した理由について聞いたところ、「市が意見を募集していることを知らないから」が41.1%と最も高く、次いで「市が何をしているのかよく知らないから」（38.4%）、「市に意見を伝えても反映されないから」（36.8%）となっています。

全体(n=476)

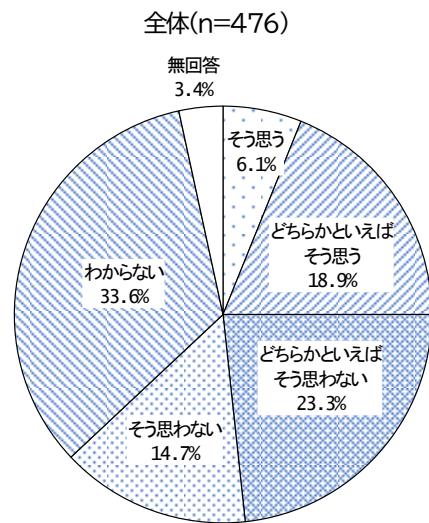


【意見や思いを伝えたいと思わない理由】



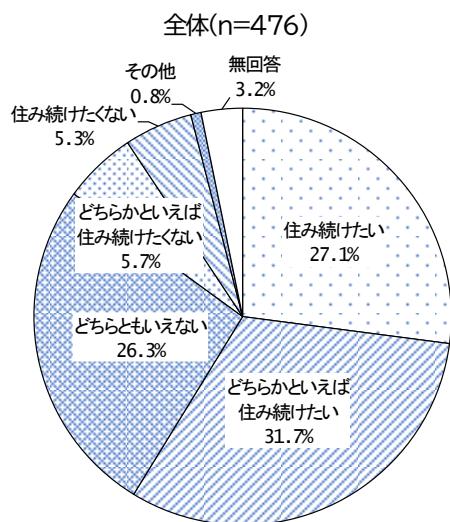
⑪ 市がまちづくりを行うときに、子どもや若者の意見を取り入れていると思うかについて

山陽小野田市がまちづくりを行うときに、子どもや若者の意見を取り入れていると思うかといったところ、『そう思わない』（「どちらかといえば、そう思わない」と「そう思わない」を合わせた割合）が38.0%と最も高く、次いで「わからない」が33.6%、『そう思う』（「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」を合わせた割合）が25.0%となっています。



⑬ 山陽小野田市に住み続けたいと思うかについて

山陽小野田市に住み続けたいと思うかどうかといったところ、『住み続けたい』（「住み続けたい」と「どちらかといえば住み続けたい」を合わせた割合）が58.8%、『住み続けたくない』（「どちらかといえば住み続けたくない」と「住み続けたくない」を合わせた割合）が11.0%となっています。

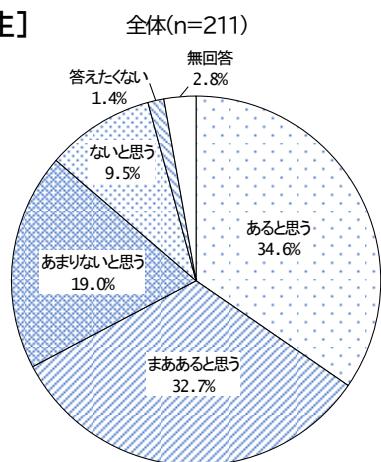


(工) 居場所について

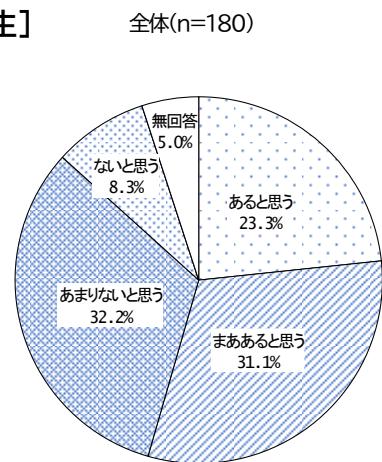
① 遊びや見たり聞いたり感じたり学べるなどの体験ができる場所について（小学生・中学生）

自分の周りに遊びや見たり聞いたり感じたり学べるなどの体験ができる場所が十分にあるか聞いたところ、小学生では、『あると思う』（「あると思う」と「まああると思う」を合わせた割合）は 67.3%、中学生では、『あると思う』（「あると思う」と「まああると思う」を合わせた割合）は 54.4%となっています。

[小学生]



[中学生]



② 利用したことがある場所について（小学生・中学生）

「自分や友人の家以外で、平日の夜や休日をすごすことができる場所（放課後児童クラブ、スポーツや習いごとの教室、塾など）」、「自分や友人の家以外で、夕ごはんを無料か安く食べることができる場所（こども食堂など）」、「勉強を無料でみてくれる場所」、「家や学校以外で、何でも相談できる場所（電話やインターネットの相談を含む）」を利用したことがあるか聞いたところ、下記のとおりとなっています。

[小学生]

全体(n=211)	利用したことがある	利用したことがない。あれば利用したいと思う	利用したことがない。今後も利用したいと思わない	利用したことがない。今後利用したいかどうかわからない	答えたくない	無回答
自分や友人の家以外で、平日の夜や休日(1)をすごすことができる場所（放課後児童クラブ、スポーツや習いごとの教室、塾など）	56.9	9.0	13.3	14.2	2.4	4.3
自分や友人の家以外で、夕ごはんを無料か安く食べることができる場所（こども食堂など）(2)	8.1	26.5	26.5	32.2	1.4	5.2
(3) 勉強を無料でみてくれる場所	9.0	25.1	24.6	34.1	1.9	5.2
(4) 家や学校以外で、何でも相談できる場所（電話やインターネットの相談を含む）	3.3	10.9	30.8	45.0	4.7	5.2

[中学生]

全体(n=180)	利用したことがある	利用したことがない。あれば利用したいと思う	利用したことがない。今後も利用したいと思わない	利用したことがない。今後利用したいかどうかわからない	答えたくない	無回答
自分や友人の家以外で、平日の夜や休日(1)をすごすことができる場所(スポーツや習いごとの教室、塾など)	50.6	5.0	18.3	20.6	1.7	3.9
自分や友人の家以外で、夕ごはんを無料(2)か安く食べることができる場所(こども食堂など)	4.4	17.2	31.1	40.6	1.1	5.6
(3) 勉強を無料でみてくれる場所	8.9	27.2	26.1	31.7	0.6	5.6
(4) 家や学校以外で、何でも相談できる場所(電話やインターネットの相談を含む。)	2.2	8.9	33.9	47.2	1.7	6.1

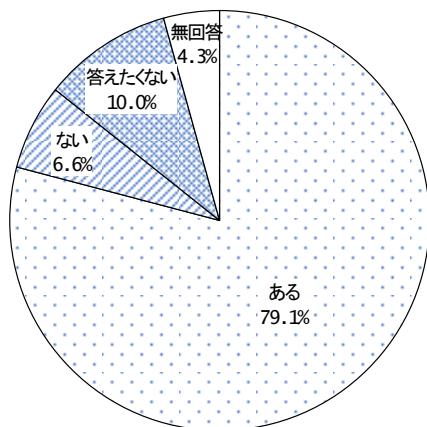
③ ここにいたいと感じる場所について（小学生・中学生）

ここにいたいと感じる場所があるか聞いたところ、小学生は、「ある」が79.1%と最も高く、次いで「答えたくない」(10.0%)、「ない」(6.6%)、中学生は、「ある」が75.6%と最も高く、次いで「答えたくない」(12.8%)、「ない」(8.3%)となっています。

また、ここにいたいと感じる場所があると回答した人に、具体的な場所を聞いたところ、「自宅」、「学校」、「遊び場（公園、遊園地、ゲームセンターなど）」などがあげられました。

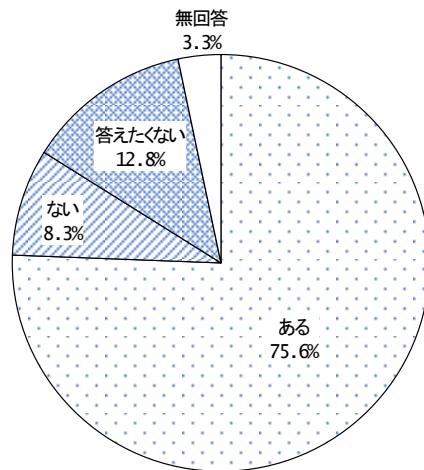
[小学生]

全体(n=211)



[中学生]

全体(n=180)



【ここにいたいと感じる場所】

[小学生]

	類似回答数（件）
自宅	117
学校	22
遊び場（公園、遊園地、ゲームセンターなど）	9
友達の家	9
祖父母・親戚の家	8
習いごと	6
自分の部屋	4
その他	11
答えたくない	11

[中学生]

	類似回答数（件）
家	76
学校	18
友達のところ	9
自分の部屋	5
遊び場（ショッピングセンター、ゲームセンター、サッカーフィールドなど）	3
習いごと	3
祖父母・親戚の家	2
日本	2
その他	5
答えたくない	7

④ 居場所（ほっとできる場所、居心地の良い場所など）になっている場所について（子ども・若者）

どういう場所が自分にとっての居場所（ほっとできる場所、居心地の良い場所など）になっているか聞いたところ、下記のようになっています。

全体(n=476)	『そう思う』	『そう思わない』	あてはまるものはない、わからない	無回答
(1) 自分の部屋	82.8	5.5	8.2	3.6
(2) 家庭(実家や親族の家を含む)	88.4	6.9	1.7	2.9
(3) 学校(卒業した学校を含む)	40.1	41.0	15.5	3.4
(4) 職場(過去の職場を含む)	42.0	38.0	14.7	5.3
(5) 地域(図書館や地域交流センターなど、現在住んでいる場所やそこにある建物など)	35.5	40.6	19.7	4.2
(6) インターネット空間(SNS、YouTubeやオンラインゲームなど)	46.0	34.9	15.3	3.8

⑤ いたいと思う場所について（小学生・中学生）

ここにいたいと感じる場所が「ない」と回答した人に、どんな場所があれば、そこにいたいと思うか聞いたところ、小学生では、「サッカーグラウンド」、「コスメが十分にあるところとか。美容について教えてくれること」、「楽しい場所」、「自然豊かな場所」「勉強を分かりやすく教えてもらえる場所」、中学生では、「お店がたくさんある便利な場所」、「迷惑がかからないところ」、「落ち着ける場所」等の回答がありました。

[小学生]

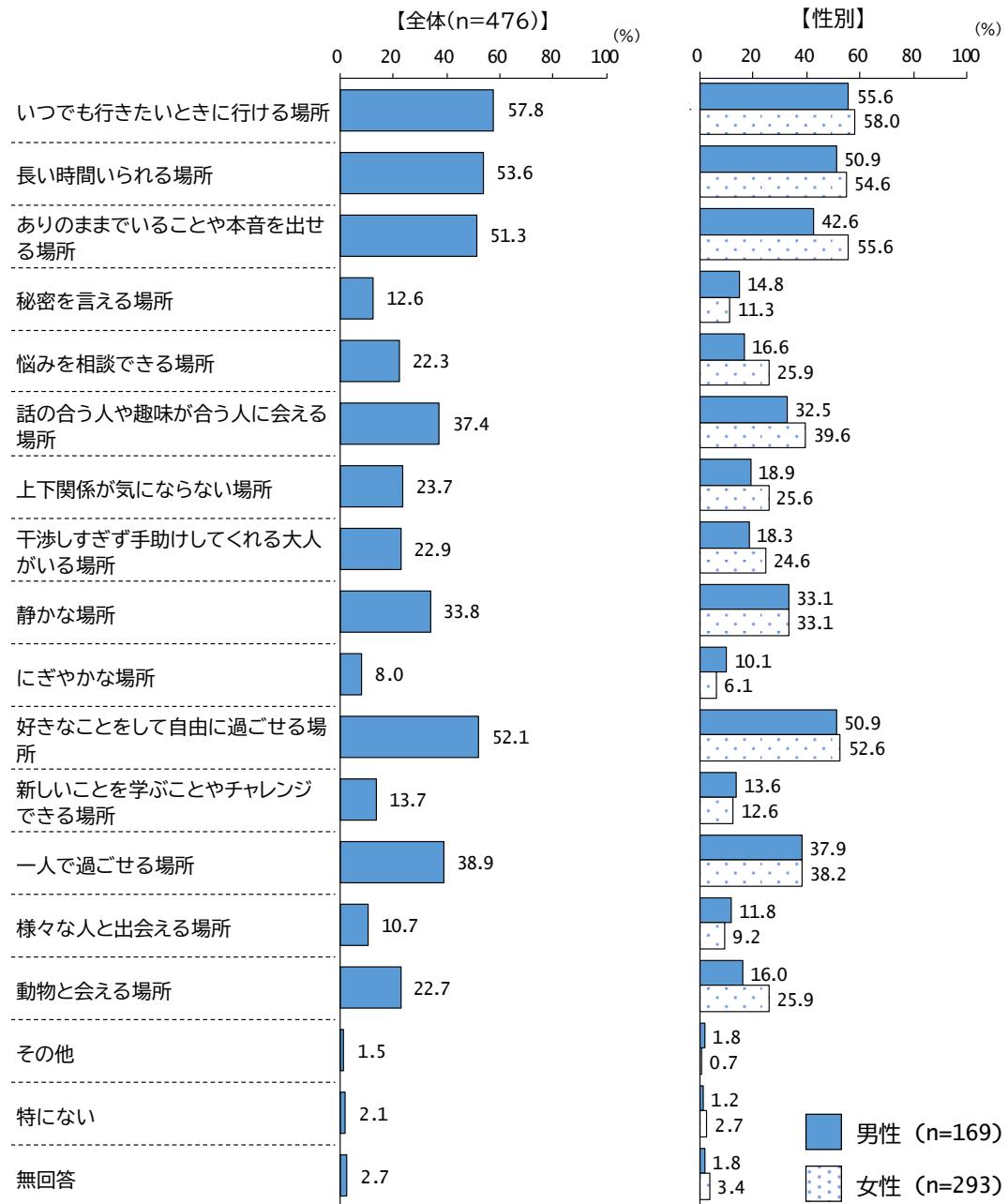
	類似回答数（件）
サッカーグランド	1
コスメが十分にあるところとか。 美容について教えてくれること	1
楽しい場所	1
自然豊かな場所	1
勉強を分かりやすく教えてもらえる場所	1
答えたくない	3

[中学生]

	類似回答数（件）
お店がたくさんある便利な場所	1
迷惑がかからないところ	1
落ち着ける場所	1
わからない	1
ひとりでいられる場所	1
ストレスのない幸せな場所	1
ゲームがたくさんある所	1
地下鉄	1
幸せに暮らせる場所	1
答えたくない	3

⑥ 居心地の良い場所について（子ども・若者）

どのような場所であれば、あなたにとって「居心地の良い場所」になると思うか聞いたところ、「いつでも行きたいときに行ける場所」が57.8%と最も高く、次いで「長い時間いられる場所」（53.6%）、「好きなことをして自由に過ごせる場所」（52.1%）。

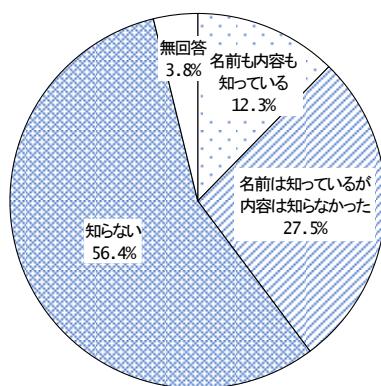


(才) 子どもの権利等について

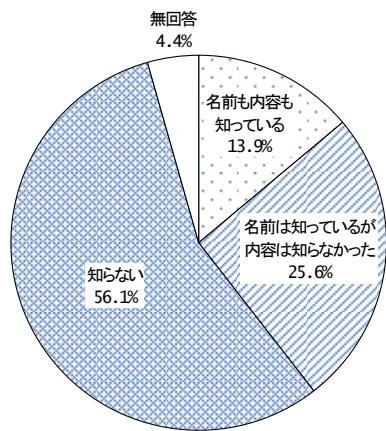
① 「子どもの権利」という言葉を知っているかについて（小学生・中学生・子ども・若者）

「子どもの権利」という言葉を知っているかについて聞いたところ、小学生では、「知らない」が 56.4% と最も高く、次いで「名前は知っているが内容は知らなかった」(27.5%)、「名前も内容も知っている」(12.3%) となり、中学生では、「知らない」が 56.1% と最も高く、次いで「名前は知っているが内容は知らなかった」(25.6%)、「名前も内容も知っている」(13.9%) となっています。また、子ども・若者では、名前は知っているが内容は知らなかつた」が 34.2% と最も高く、次いで「知らない」(32.4%)、「名前も内容も知っている」(30.5%) となっています。

[小学生] 全体(n=211)

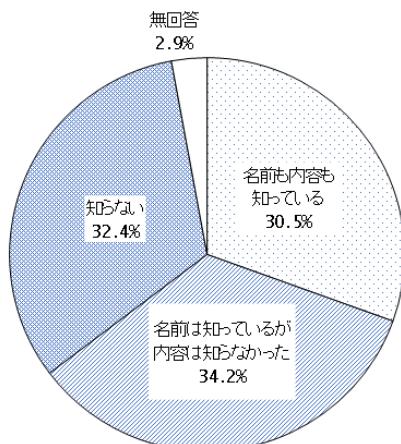


[中学生] 全体(n=180)



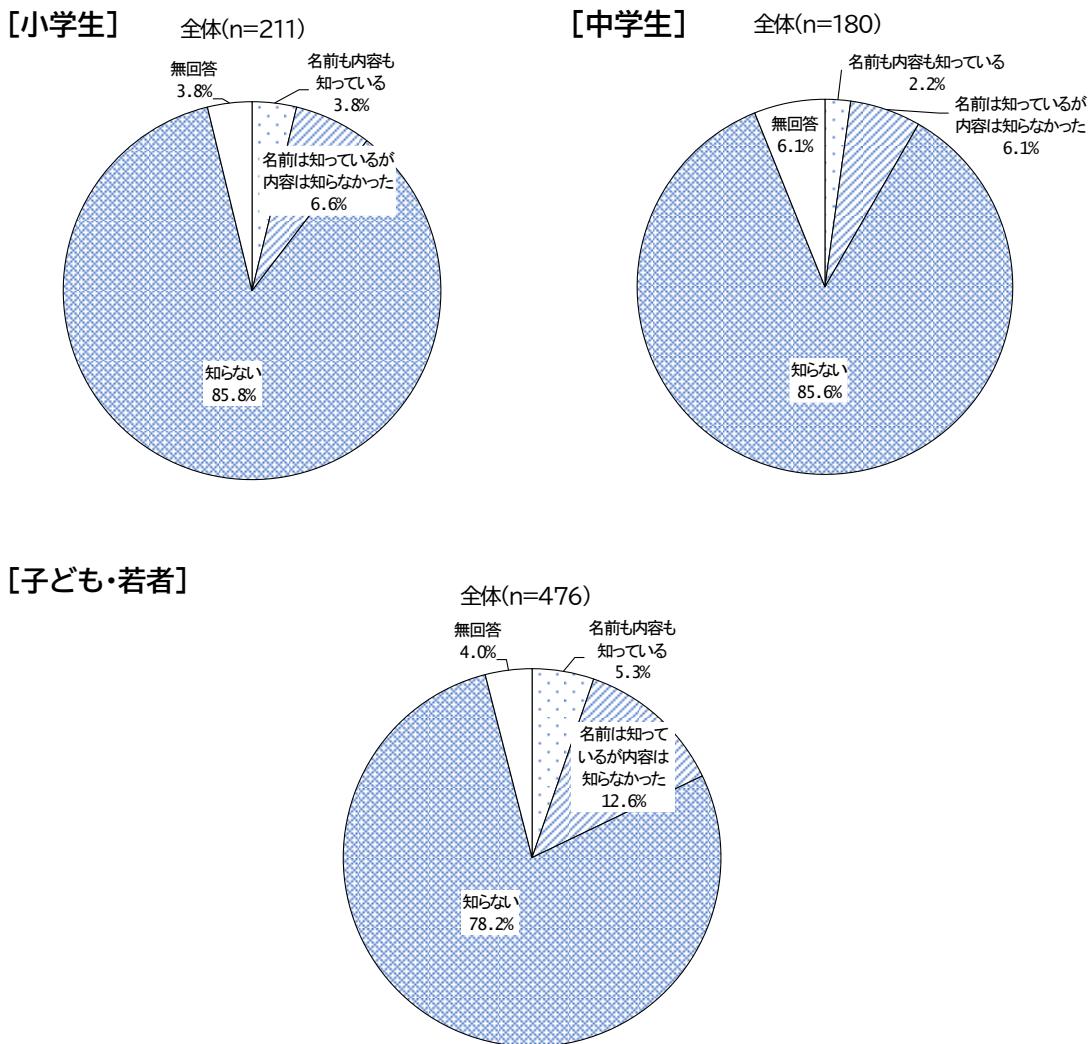
[子ども・若者]

全体(n=476)



- ② 「こどもまんなか」という言葉を知っているかについて（小学生・中学生・子ども・若者）
 「こどもまんなか」という言葉を知っているかについて聞いたところ、小学生では、「知らない」が85.8%と最も高く、次いで「名前は知っているが内容は知らなかった」(6.6%)、「名前も内容も知っている」(3.8%)となり、中学生では、「知らない」が85.6%と最も高く、次いで「名前は知っているが内容は知らなかった」(6.1%)、「名前も内容も知っている」(2.2%)となっています。

また、子ども・若者では、「知らない」が78.2%と最も高く、次いで「名前は知っているが内容は知らなかった」(12.6%)、「名前も内容も知っている」(5.3%)となっています。

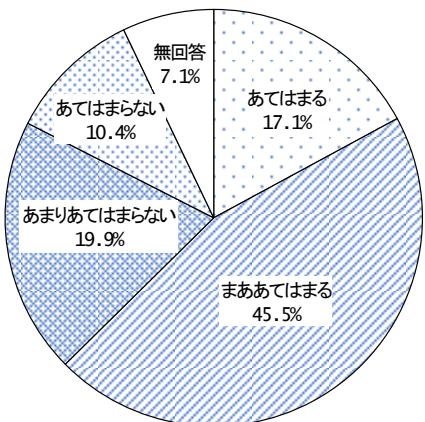


③ こどもまんなか社会と思うかについて（小学生・中学生・子ども・若者）

今、こどもまんなか社会だと思うか聞いたところ、小学生では、『あてはまる』（「あてはまる」と「まああてはまる」を合わせた割合）は 62.6%となり、中学生では、『あてはまる』（「あてはまる」と「まああてはまる」を合わせた割合）は 57.8%となっています。

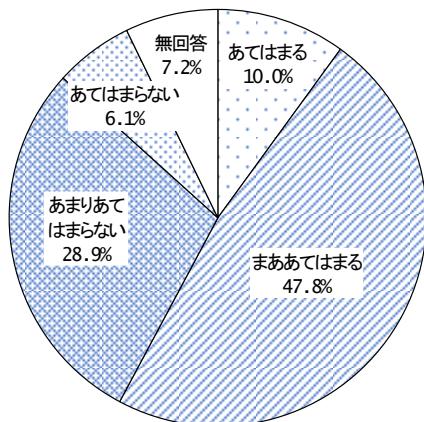
また、子ども・若者では、『あてはまる』（「あてはまる」と「まああてはまる」を合わせた割合）が 33.0%、『あてはまらない』（「あまりあてはまらない」と「あてはまらない」を合わせた割合）が 62.6%となっています。

[小学生] 全体(n=211)



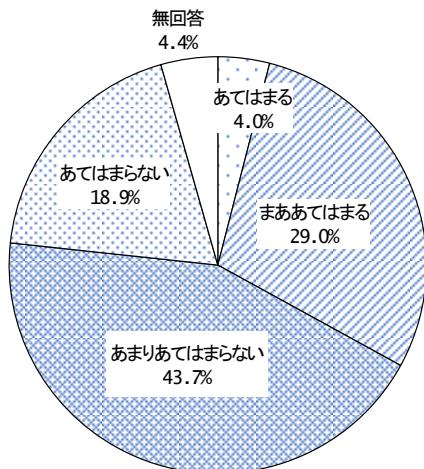
[中学生]

全体(n=180)



[子ども・若者]

全体(n=476)



3 子ども・若者からの聴き取り

(1) アンケート調査における子ども・若者の意見

(ア) 小学生、中学生からの意見

小学生、中学生に市の取組みについて思うことや、市役所にして欲しいことについて伺ったところ、下記の意見がありました。小学生では、公園・遊び場について、学校や公共施設の改善や要望が多く、中学生では、学校や学公共施設の改善や要望がありました。

[小学生]

意見の内容	類似回答数（人）
公園・遊び場について	13
学校の改善・要望	11
公共施設の改善について	6
町づくりへの要望	4
通学路の安全性について	3
学びの場が欲しい	3
医療費の助成など金銭的な支援について	2
相談できる場の拡充	2
商業施設の充実について	2
いじめについて	2
その他	7

具体的意見

～公園・遊び場について～

- ・学校の長い休みの時に友だちと室内で遊ぶ所がほしいです。
- ・公園の遊具を増やす。
- ・公園で自由に遊べるようにしてほしい。
- ・無料で遊べる場所を増やしてほしい（室内）。
- ・高学年たちでも楽しめる遊び場がほしいです。
- ・雨でも遊べる公園があってほしい。
- ・野球とかボール遊びが安全にできる場所がほしい。
- ・子供(高学年以下は親を連れて)が自然の中でいつでもおもいっきり遊べるようなところを作ってほしい。
- ・石丸総合館の天井を高くしてほしい。出合地区では、ボールで遊べる場所がないから作ってほしい。 等

～学校の改善・要望～

- ・草刈りをやってほしい。
- ・体育館にエアコンをつけて欲しい。
- ・小学校中学校のトイレを綺麗にしてください。

- ・小学校の体育館のドアの修理と、雨漏りの修理をして欲しいです。
- ・他の学校との交流。 等

～公共施設の改善について～

- ・図書館の子ども用のDVDを増やしてほしい。
- ・公園のトイレをきれいにして欲しい。
- ・球場を整備してほしい。新しい球場を作ってほしい。
- ・プールを直してほしい。
- ・公園とかの草を抜いてほしい。

～町づくりの要望について～

- ・子どもが住みやすい町にしてほしい。
- ・歩道の整備をしてほしい。再利用可能な物を増やしてほしい。
自然豊かな森などを守ってほしい。
- ・山陽小野田市厚狭をもっと都会にしてほしい。
- ・住んでいる地域は老人の方が多く、イベント活動が減って来ているので、イベント活動をふやして、若者を呼び戻したい。
- ・自転車が安全に安心して通れるようにしてほしい。

～通学路の安全性について～

- ・車道を自転車で走るのが怖い。山陽小野田市にも、周南市にあるような、自転車専用道路が欲しい。
- ・下校や帰る時、先生（誰か）が見守ってほしい。

～学びの場が欲しい～

- ・宿題や勉強を無料で教えてくれる所がほしい。
- ・小学生の学習したことをまとめたことを地域の人や学校の人、先生に伝える。SDGsについて伝えたい。
- ・小学生の料理教室をしてほしい。

～医療費の助成など金銭的な支援について～

- ・高校生まで病院のお金を無料にしてほしい。
- ・税金が高すぎるから遊ぶお金も欲しいから下げて欲しい。

～相談できる場の拡充～

- ・これからも市で相談できる場所を作ってほしい。
- ・気軽に困り事を相談できる場所があればいいなと思います。

～商業施設の充実について～

- ・ショッピングモールをもっと増やしてほしい。祭りをもっと増やしてほしい。
- ・ショッピングモール（子どもの遊び場）を増やしてほしいです。

～いじめについて～

- ・差別されている人など派手に酷いことをする人に注意してほしい。

[中学生]

意見の内容	類似回答数（人）
学校の改善・要望	7
バスの無料化について	3
部活動について	3
公共施設の改善について	3
町づくりへの要望	3
商業施設の充実について	2
その他	6

具体的意見

～学校の改善・要望～

- ・学校のトイレをきれいにして、和式から洋式にしてほしい。
- ・体育館にエアコンを付けてほしい。
- ・学校の給食時間をもう少しあって欲しい。通学の靴を自由にして欲しい。等

～バスの無料化について～

- ・宇部市の人々は通学のバスが無料。山陽小野田市も無料にしてほしい。

～部活動について～

- ・部活動の時間以外も体育館を使えるようにしてほしい。
- ・もっと部活動の時間を増やしてほしい。
- ・部活をなくさないでほしい。スポーツのできる環境を作つてほしい。等

～公共施設の改善について～

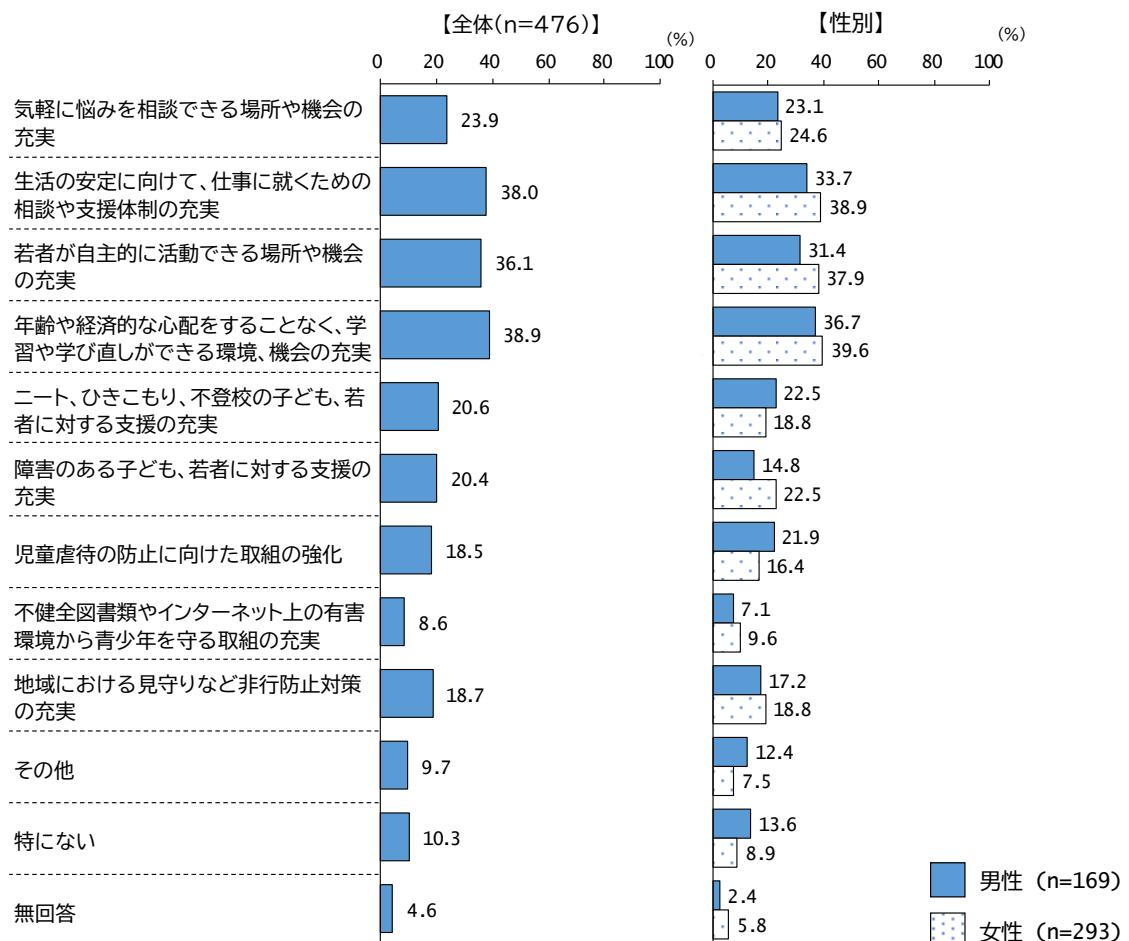
- ・中学生だけでも市民体育館を借りれるようにしてほしい。
- ・コンサートホールが欲しい。
- ・複合施設の体育館にエアコンをつけてほしい。

～まちづくりの要望について～

- ・今の子どもたちが将来安心して結婚や出産ができるような取り組み。
- ・子どもたちの権利が生かせる政策。このアンケートのように自分たちの意見を聞いてくれて、その声が届くってことはすごくいいと思う。
- ・町を綺麗にする。

(イ) 若者からの意見

若者に、子どもや若者にとって、将来に希望が持てる山陽小野田市となるために、市が今後、特に力を入れて取り組むべきことについて、聞いたところ、「年齢や経済的な心配をすることなく、学習や学び直しができる環境、機会の充実」が38.9%と最も高く、次いで「生活の安定に向けて、仕事に就くための相談や支援体制の充実」が38.0%、「若者が自主的に活動できる場所や機会の充実」が36.1%となっています。



【その他の意見の内容】

意見の内容	類似回答数(人)
遊び場や子供に関する施設の増設・整備	8
子育て支援	8
経済的支援（物価対策、医療費の助成等）	7
介護保険の充実・見直し	3
都市化	2
交通網の整備	2
働く場所の確保	2
その他	13

あわせて、市の子ども・若者政策を推進するための取組について、意見や要望などや現在、実際困っていることについて、聞いたところ、様々な意見が寄せられました。

意見の内容	類似回答数（人）
子育て世帯への経済的な支援（医療費の助成、給食費や学費、保育料の無償化など）	27
公園・遊び場について	18
子育て支援について	17
商業施設の充実について	13
町づくりについて	9
就職や働き方について	9
公共施設の改善について	7
子育てによる経済負担について	5
医療機関について	2
介護保険の充実について	2
情報提供について	2
その他	17

（2）ワークショップにおける子ども・若者の意見

（ア）中学生からの意見

小学生、中学生に市の取組みについて思うことや、市役所にして欲しいことについてきいたところ、下記の意見がありました。小学生では、公園・遊び場について、学校や公共施設の改善や要望が多く、中学生では、学校や学公共施設の改善や要望がありました。

4 山陽小野田市の子ども・若者支援施策に関する課題

アンケート調査やワークショップから見えてきた、山陽小野田市の子ども・若者支援施策に関する課題は、次のような課題があげられます。

(1) こども権利の周知

小学生及び中学生、子ども・若者を対象としたアンケート調査結果において、「こどもの権利」という言葉を知っているか聞いたところ、小学生は 56.4%、中学生は 56.1%、子ども・若者は 32.4%が「知らない」と回答しています。

また、「こどもまんなか」という言葉を知っているかについて聞いたところ、小学生は 85.8%、中学生は 85.6%、子ども・若者は、78.2%が「知らない」と回答しています。

こどもまんなか社会の実現や子どもの権利が守られる前提には、子どもや若者自身、また社会全体が言葉の意味を理解し、子ども・若者が権利の主体であることを理解、認識する必要があります。

こども基本法や子どもの権利条約の趣旨や内容について情報発信を行うことにより、子ども・若者が権利の主体であることを広く社会全体に周知していく必要があります。

あわせて、子ども・若者が権利の主体として尊重され、意見が聴かれ、その意見が尊重される機会を、乳幼児期から学童期・思春期・青年期に至るまで持つことができるよう、環境整備と気運の醸成に取り組むことが重要です。

子ども・若者一人ひとりの最善の利益が尊重される地域社会をつくっていくことが重要です。

また、山陽小野田市の取組みや政策について自分の意見を伝えたいという意欲は、小学生、中学生においては、共に低くなっています。

伝えたいと思わない理由について、「意見を伝えても反映されないから」、「市が意見を募集していることを知らないから」、「市がどのような方法で伝えればいいか分からないうから」、「市が何をしているかよく知らないから」が大半でした。

現在、子ども・若者にとって社会参画や意見表明の機会や場が十分ではない現状を踏まえ、あらゆる子ども・若者が、家庭や学校、地域などにおいて、意見を形成し、日常的に意見を言い合える機会が必要であるとともに、市としても、意見表明の体制づくりに取り組んでいく必要があります。

(2) 居場所づくりの推進

小学生及び中学生、子ども・若者を対象としたアンケート調査結果において、「ここに居たい」と感じる居場所について、小学生は79.1%、中学生は75.6%が「ある」と回答し、具体的な場所は、「自分の家」や「自分の部屋」、「学校」が多く、地域などを居場所と思う割合が低くなっています。

子ども・若者においても、居場所（ほっとできる場所、居心地の良い場所）になっている場所は、「自分の部屋」や「家庭」であり、地域が居場所となっていると回答したのは、35.5%となっています。

また、保護者へのアンケート調査において、「山陽小野田市は子育てが地域で陽小野田市は子育てが地域で支えられていると思うか」聞いたところ、「どちらかといえばそう思う」と回答したのは、48.7%でした。

こども家庭庁が示す、「こどもの居場所づくりに関する指針」において、全てのこども・若者が、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で成長し、こどもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していくよう、「こどもまんなか」の居場所づくりの実現が国の目指すべき未来とされています。

居場所とは、子ども・若者各個人が決めるものである一方で、居場所づくりは、第三者が中心となって行われるものであるため、実際に居場所と感じることと、居場所づくりには隔たりが生じます。

隔たりを乗り越えるため、子ども・若者の声を聴きながら、居場所づくりを進めることが重要です。

また、こどもの居場所づくりを行う上では、身近な地域において、各々のライフステージに応じた居場所を切れ目なく持つことができること、どこにも居場所がない子ども・若者が生じないよう、また、できるだけ多様な居場所を持つるよう支援していく必要こととされています。

潜在化しているものも含めたニーズを把握し、子ども・若者の意見を反映しながら、多様な居場所づくりに取り組む必要があります。

(3) 支援が必要な子どもや若者、家庭への支援

令和2年（2020年）度及び令和3年（2021年）度に実施された厚生労働省のヤングケアラー実態調査では、小学6年生の6.5%、中学2年生の5.7%が、世話をしている家族がいると回答しています。

小学生及び中学生を対象としたアンケート調査結果において、「自分がヤングケアラーだと思いますか？」と聞いたところ、小学生は、「分からない」が56.9%、「思わない」が38.9%となり、中学生は、「思わない」、「分からない」が48.3%となっています。

また、「ヤングケアラーという言葉を知っているか」聞いたところ、小学生では、「知らない」が70.6%、中学生では、「知らない」が43.9%となっています。

ヤングケアラーは、家庭内で起こるため問題が表面化しにくいことや、ヤングケアラーである子ども自身がケアラーであることを認識していないため、発見が難しいことが課題となっています。

本市では、令和7年7月に、市内公立小学校5年生、6年生及び中学校全学年の児童・生徒を対象にヤングケアラー把握のための調査を実施し、毎年1回実施することとしています。

その中で、子どもがヤングケアラーの言葉の意味を理解できるよう努め、ヤングケアラーである子どもが、自身がケアラーであることに気づき、周囲に支援を求めることができるよう、相談窓口の周知を行う必要があります。

また、ヤングケアラーの支援については、複雑な心情に十分配慮しつつ、福祉・介護・医療・教育等との連携により、様々な観点から支援を行っていく必要があります。

(4) 相談支援体制の充実

保護者に、子育てに関する相談先や場所はどこか聞いたころ、「配偶者、パートナー」、「祖父母、きょうだい等の親族」、「友人や知人、職場の人」と身近な相談先が多く、「市の職員や保健師」と回答したのは、1.2%、「相談先がない」と回答したのは4.2%となっています。

また、お子さんのことに関して、悩んでいること、又は気になることはどのようなことか聞いたころ、「日常の勉強、進学や受験など子どもの教育に関するここと」、「養育費など経済的な不安や負担に関するここと」、「友達付き合い（いじめ等を含む）に関するここと」が多くあげられました。加えて、「子どもとの時間を十分にとれないこと」、「子どもを叱りすぎているような気がすること」「習い事やほしい物など、子どもが望む環境を与えることができていないこと」等、子育てに関する様々悩みを抱えています。

家庭児童相談の件数の推移をみると、養護相談が家庭児童相談の内容の半数を占めています。

子育て中の多くの保護者が、様々な悩みや不安等を抱えている中で、子育て家庭の不安や負担の軽減を図り、気軽に相談できる身近な相談機関や、包括的な支援体制の強化を図っていく必要があります。

(5) 切れ目ない支援

出生数の減少は予測を上回る速度で進行し、人口減少に歯止めがかかっていない状況です。本市の合計特殊出生率は、令和6年は、1.24となっています。

令和6年度に実施した、調査において、子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況についてみてみると、母親では、「取得した（取得中である）」が52.3%と最も高く、次いで「働いていなかった」が29.6%となっています。父親では、「取得していない」が68.7%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」は、15.9%となっています。

父親が育児休業を取得した割合は、令和元年の3.9%から、15.9%に増えており、家庭での子育て環境に変化が見られます。育児休業を取得していない理由は、「仕事が忙しかった」が48.1%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が41.6%、

「収入減となり、経済的に苦しくなる」が36.9%となっており、安心して子育てができる社会環境等の更なる整備が求められると考えられます。

小学生と子ども若者に、将来結婚したいと思うか聞いたところ、中学生は、『思う』（「思う」と「まあ思う」を合わせた割合）は68.3%、子ども・若者は、『思う』（「思う」と「まあ思う」を合わせた割合）は70.7%となった一方、子どもが欲しいと思うかについて聞いたところ、中学生は、『思う』（「思う」と「まあ思う」を合わせた割合）は63.9%、子ども・若者は、『思う』（「思う」と「まあ思う」を合わせた割合）は、39.3%となりました。

また、「あまり思わない」、「思わない」と回答した理由についてきいたところ、「大変そうだから」「子どもが好きではない、苦手」、「育てる自信がない」、「経済的に難しい・不安がある」、「社会情勢に不安がある」、「子どもが好きではない、苦手」などの理由があげられました。

これらの不安を払拭するためには、経済的負担への支援もさることながら、子ども・若者へのプレコンセプションケアの推進や乳幼児と触れ合う機会を創出、結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフデザインが希望を持って描けるよう、意識啓発と情報提供に取り組むことが重要です。

また、子ども・若者、子育て家庭を支援するという観点から、地域社会全体で子育てするという意識の醸成を図る取組を行っていく必要があります。

第3章 こども計画の基本的な考え方

I 計画の基本理念（目指すべき姿）

第3期山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画において、山陽小野田市に住む、子ども一人一人が、地域の関わりの中で、豊かに育ち、また、置かれている環境等に関わらず、健やかな育ちが等しく保障され、「子どもの最善の利益」が実現される社会の実現を目指し、「共に支え合い 子育てをする喜びと子どもの笑顔が輝くまち 山陽小野田」を目指すべき姿としています。

本計画では、支援事業計画の目指すべき姿に加え、全ての子ども・若者のその人権が尊重され、地域全体で子ども・若者の育ちを支援し、夢を持って笑顔で健やかに育つことができ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会（「こどもまんなか社会」）の実現を目指します。

あわせて、本市の子どもや子育て支援に関する施策においては、子育てをする保護者の視点のみならず、子ども・若者の視点に立った施策を展開し、「こどもまんなか社会」の一翼を担っていくことを目指します。

基本理念

こどもまんなか みんなで育む山陽小野田
～こども・若者が、健やかに幸せに暮らせるまち～

参考

【国のことども施策に関する基本的な方針】

- 1 こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
- 2 こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
- 3 こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- 4 良好的な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
- 5 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む。
- 6 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

【こどもまんなか社会】

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

こども計画における基本理念（目指すべき姿）を実現するため、山陽小野田市は、3つの基本方針を定め、こども大綱等を勘案し、子ども・若者・子育て支援施策について様々な事業に取り組みます。

本計画を体系に示すと、以下のとおりです。

【基本方針】

1 子ども・若者の権利 と意見の尊重

(1) 子ども・若者の権利、意見尊重の意識の醸成

(2) 子ども・若者の社会参画・意見反映の促進

2 子ども・若者の育成 環境の確保

(1) 子ども・若者の視点に立った多様な居場所
づくりの推進

(2) 様々な遊びや体験の保障

3 ライフステージに 応じた切れ目のない 支援

(1) 安心できる相談体制

(2) 支援が必要な子ども若者、家庭への支援

(3) 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

第4章 施策の展開

基本方針Ⅰ 子ども・若者の権利と意見の尊重

1. 子どもの権利、子どもの意見尊重の意識の醸成

こども基本法で、子ども施策の基本理念として、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関する意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が掲げられており、子ども・若者の社会参画と意見反映を車の両輪として進めていくことが求められています。

しかしながら、小学生及び中学生、子ども・若者を対象としたアンケート調査結果において、「子どもの権利」という言葉を知っているか聞いたところ、小学生は56.4%、中学生は56.1%、子ども・若者は32.4%が「知らない」と回答しています。

また、「こどもまんなか」という言葉を知っているかについて聞いたところ、小学生は85.8%、中学生は85.6%、子ども・若者は、78.2%が「知らない」と回答しています。

こどもまんなか社会の実現や子どもの権利が守られる前提には、子どもや若者自身が、また社会全体が言葉の意味を理解し、子ども・若者が権利の主体であることを理解、認識する必要があります。

よって、こども基本法や子どもの権利条約の趣旨・内容についての普及啓発に取り組むことにより、子ども・若者が権利の主体であることを広く周知します。

また、子どもの権利を守るという意識を社会に浸透させるため、人権に対する理解を深め、人権尊重の意識を高める人権啓発活動を行います。

2. 子ども・若者の社会参画・意見反映の促進

小学生、中学生の山陽小野田市の取組みや政策について自分の意見を伝えたいという意欲は低く、伝えたいと思わない理由について、「意見を伝えても反映されないから」、「市が意見を募集していることを知らないから」、「市がどのような方法で伝えればいいか分からないから」、「市が何をしているかよく知らないから」が大半でした。

子ども若者の社会参画や意見表明の機会や場が十分ではない現状を踏まえ、あらゆる子ども・若者が、家庭や学校、地域などにおいて、意見を形成し、日常的に意見を言い合える機会や、権利の主体として尊重され、意見が聴かれ、その意見が尊重される機会を、持つことができるよう、子ども・若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成に取り組んでいきます。

■ 主な施策

1. 子どもの権利、子どもの意見尊重の意識の醸成

- こども基本法や子どもの権利条約に関する普及啓発を実施します
- 子どもの権利の理解促進に向けた教育の実施や子ども・若者的人権に関する講座、啓発に取り組みます

2. 子ども・若者の社会参画・意見反映の促進

- 子ども・若者が日常的に意見を言い合える機会や社会や市の施策に積極的に意見表明することができるための仕組みづくりに取り組みます
- 子ども・若者が日常的に意見を言い合える、また意見表明できる気運の醸成に取り組みます

基本方針2 子ども・若者の育成環境の確保

1. 子ども・若者の視点に立った多様な居場所づくりの推進

こども家庭庁が示す「子どもの居場所づくりに関する指針」において、自分の居場所を持つことは、自己肯定感や自己有用感に関わるなど、全ての人にとって生きる上で不可欠な要素であり、居場所がないことは、人とのつながりが失われ、孤独・孤立の問題と深く関係する重大な問題とされ、全ての子ども・若者が、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で成長し、子どもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していくよう、「子どもまんなか」の居場所づくりの実現が国の目指すべき未来とされています。

子ども・若者の約80%が、ここにいたいと感じる居場所が自分の家や自分の部屋と回答し、地域を居場所と思う割合が低くなっている現状下において、地域の中に各々のライフステージに応じた居場所やどこにも居場所がない子ども・若者が生じないよう、また、できるだけ多様な居場所を創出するためには、潜在化しているものも含めたニーズを把握し、子ども・若者の意見を反映しながら、多様な居場所づくりに取り組む必要があります。

また、中学生への意見収集やワークショップでの子ども・若者の意見として、**公園などの楽しく過ごせる場の必要性やおとなからの関わりへの希望がありました。**

市としても、子ども・若者にとって家庭や学校以外の子どもの居場所があることは、重要であるという認識のもと、地域や民間団体と連携し、より多くの居場所が提供できるよう推進していきます。

また、子ども・若者の意見を反映しながら、子どもや若者、保護者と地域、行政など関係機関が連携し、地域の実情に応じた、安全で安心して過ごせる居場所の創出に取組むとともに、地域や民間団体が運営する居場所づくりや運営に対する支援を実施しながら、子ども・若者、子育てを支えていく地域社会を築いていくことにより、子ども・若者が健やかに成長し、保護者が子どもを育てる喜びを実感できる環境をつくっていきます。

あわせて、居場所についての周知にも取り組みます。

2. 様々な遊びや体験の保障

遊びや体験活動は、子ども・若者の健やかに成長する上では、重要です。

遊びや体験活動のその機会を保障することの重要性を改めて認識した上で、就学前施設や地域交流センターなどの公共施設が主催する事業や放課後児童クラブ、放課後こども教室などの子どもを対象とした事業において、遊びや体験の充実をはかります。

また、地域における居場所においても、多様な学び・体験・外遊びの機会が提供されるよう、地域団体等と連携しながら、多世代での交流や子ども若者への遊びや体験の充実を図っていきます。

■ 主な施策

1. 子ども・若者の視点に立った多様な居場所づくりの推進

- 子ども・若者の意見を反映しながら、地域での様々な居場所の創出に取組みます
- 既存の居場所を運営する地域や団体への支援を実施するとともに、子どもや若者、保護者、行政が連携し、地域での居場所づくりを進めていきます。
- 多世代が集う居場所や地域活動の必要性や地域における居場所について、の周知を図っていきます。併せて、地域住民が主体的に居場所を創設できるよう、居場所づくりのきっかけになるような情報提供に取り組みます。

2. 様々な遊びや体験の保障

- 市が主催する事業において、子ども・若者へ様々な遊びや学習・体験の機会を提供します。
- 地域における居場所において、子ども・若者への遊びや体験、交流の機会が保障されるよう、地域団体等と連携しながら、多世代での交流や子ども若者への遊びや体験の充実を図っていきます。

基本方針3 ライフステージに応じた切れ目のない支援

1. 安心できる相談体制

保護者に子育てに関する相談先や場所はどこか聞いたころ、「市の職員や保健師」と回答したのは1.2%、また、「相談先がない」と回答したのは4.2%でした。

また、お子さんのことに関して、悩んでいること、又は気になることはどのようなことが聞いたころ、「日常の勉強、進学や受験など子どもの教育に関するここと」、「養育費など経済的な不安や負担に関するここと」、「友達付き合い（いじめ等を含む）に関するここと」が多くあげられました。加えて、「子どもとの時間を十分にとれないこと」、「子どもを叱りすぎているような気がすること」「習い事やほしい物など、子どもが望む環境を与えることができていないこと」等、子育てに関する様々悩みを抱えています。

あわせて、本市の家庭児童相談の件数の推移をみると、養護相談が家庭児童相談の内容の半数を占めています。

子育て中の多くの保護者が、様々な悩みや不安等を抱えている中で、子育て家庭の不安や負担の軽減を図り、気軽に相談できる身近な相談機関や、関係機関の連携強化を図っていく必要があります。

令和7年4月から、本市では、「こども家庭センター」を設置し、妊娠・出産・子育てに関する相談窓口と妊娠期からの切れ目ない支援に取り組んでいますが、行政機関が相談先にはなっていないのが現状です。

子どもに関する相談先は、こども家庭センターだけではなく、地域の子育て支援センターや子育てコンシェルジュ等の気軽に相談できる身近な相談機関もありますが、・悩みや不安を抱える子ども・若者やその家族が孤立することがないよう、相談しやすい環境づくりを推進していくとともに、相談機関について、妊娠婦や子ども・若者自身、子育て家庭へSNS等を活用し、周知を図るとともに、母子保健事業や子育て支援事業の情報を得る機会等を充実させていきます。

また、こども基本法及び子ども・若者育成支援推進法において、誰ひとり取り残さず、途切れることのない子ども・若者支援の実現が求められています。

様々な課題や生きづらさを感じている子どもや若者について、年齢に左右されず、切れ目なく支援できる仕組みについて検討していきます。

2. 支援が必要な子ども若者、家庭への支援

(1) ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーは、家事や家族の世話などが常態化することで、学校生活や将来の進路、友人関係に支障が出ることなど、子どもの権利が守られていないという課題があります。

しかし、子ども自身がヤングケアラーという言葉やその意味を知らないため、ヤングケアラーであるという自覚を子ども本人や家族がしていない場合もあり顕在化しづらいことがあります。

本市においても、令和7年度から、ヤングケアラー把握のための調査を実施し、今後も継続して実施することとしています。

調査実施時のみならず、子どもがヤングケアラーについて認識する機会を提供すると共に、相談窓口についての周知も図っていきます。

また、ヤングケアラーについては、学校や地域住民など周囲の気づきから支援につなげることが必要であることから、学校や住民についても、ヤングケアラーについての周知を図り、連携して支援を実施します。

(2) 児童虐待の防止の推進

児童虐待は、子どもの権利を著しく侵害するものであり、子ども・若者的心身の成長・発達を阻害し、様々な生きづらさにつながりえるものです。

その要因は、様々で、家族関係や経済的状況、子どもの発育・発達状況など複合的な課題が考えられることから、不適切な養育につながるリスクのある家庭、子育てに困難を感じている保護者や家庭に対し、支援を行うことが必要です。

こども家庭センターでは、こども家庭支援員が関係機関と連携しながら、要保護児童等の早期発見・早期対応と家庭や保護者への支援を実施しています。

今後も、子ども・若者、また、保護者のSOSをできる限り把握するため、関係機関と情報共有しながら、子どもの命を守る虐待予防の取り組みを実施していきます。

(3) 経済的困難を抱える家庭への支援

家庭の貧困は、子どもの生活に影響を及ぼし、子どもの将来への影響も懸念されます。将来の貧困の予防は、各家庭の状況にあわせた、生活全般を視野に入れた総合的な保護者の就労支援を行うことが重要であると考えています。

支援が必要な家庭については、「教育の支援」、「生活の安定に資するための支援」、「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」、「経済的支援」について等、様々な支援を行い、子ども・若者や子育て家庭が社会的孤立に陥ることのないように、また、全ての子ども・若者が家庭の経済状況にかかわらず、能力や可能性を最大限に伸ばし、それぞれの夢や希望に向かって挑戦できるよう、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援を進めていきます。

3. 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

子ども若者が不妊、予期せぬ妊娠や基礎疾患を持つ方の妊娠、性感染症等への適切な相談支援や、妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援を行うため、また、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組を推進するとともに、家庭生活に困難を抱える特定妊婦等を含む当事者が必要としている支援に確実につながることができるよう、母子保健部門と児童福祉部門が連携し、子ども・若者、子育て世帯への一体的支援体制を強化し、切れ目のない支援体制の充実を図ります。

また、国が進める母子保健情報等の情報連携基盤（PMH）を活用し、乳幼児期・学童期の健診・予防接種等の健康等情報等のデジタル化を進めています。

■ 主な施策

1. 安心できる相談体制

- 悩みや不安を抱える子ども・若者やその家族が孤立することがないよう、相談しやすい環境づくりを推進していきます。また、相談機関について、妊産婦や子ども・若者自身、子育て家庭へSNS等を活用し、周知を図るとともに、母子保健事業や子育て支援事業の情報を得る機会等を充実させていきます。
- 様々な課題や生きづらさを感じている子どもや若者について、年齢に左右されず、切れ目なく支援できる仕組みについて検討していきます。

2. 支援が必要な子ども若者、家庭への支援

- ヤングケアラーについて、及び相談先について、学校や市民への周知を図り、連携して支援を実施します。
- 子育てに困難を感じている保護者や家庭に対し、こども家庭支援員が関係機関と連携しながら、要保護児童等の早期発見・早期対応と家庭や保護者への支援を実施しています。
- 保護者の SOS をできる限り把握するため、関係機関と情報共有しながら、子どもの命を守る虐待予防の取り組みを実施していきます。
- 支援が必要な家庭については、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援を進めています。

3. 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

- 男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組を推進するとともに、家庭生活に困難を抱える当事者が必要としている支援に確実につながができるよう、母子保健部門と児童福祉部門が連携し、子ども・若者、子育て世帯への一体的支援体制を強化し、切れ目のない支援体制の充実を図ります。
- 国が進める母子保健情報等の情報連携基盤(PMH)を活用し、乳幼児期・学童期の健診・予防接種等の健康等情報等のデジタル化を進めていきます。

評価指標の設定

本計画の進捗把握・検証のため、評価指標を設定し、進捗管理を行います。

■ 計画全体

指標名	単位	基準値測定年	基準値	目標値
「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う割合	%	令和7年度		

■ 基本方針1 子ども・若者の権利と意見の尊重

指標名	単位	基準値測定年	基準値	目標値
「子どもの権利を大切にしている」と感じている市民の割合	%	令和7年度		
「子どもの権利について聞いたことがある」市民の割合	%	令和7年度		
「子どもの権利条約について聞いたことがある」児童生徒の割合	%	令和7年度		
「子ども施策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思う児童生徒の割合	%	令和7年度		

■ 基本方針2 子ども・若者の育成環境の確保

指標名	単位	基準値測定年	基準値	目標値
「地域で子どもを見守り育てる環境がある」と感じる市民の割合	%	令和7年度		
「今の自分が好きだ」と思う児童生徒の割合	%	令和7年度		
「今の自分が好きだ」と思う若者の割合	%	令和7年度		
「居場所（安心できる場所）の数が1つ以上ある」児童生徒の割合	%	令和7年度		
「居場所（安心できる場所）の数が1つ以上ある」若者の割合	%	令和7年度		
「どこかに助けてくれる人がいる」と思う児童生徒の割合	%	令和7年度		
「どこかに助けてくれる人がいる」と思う若者の割合	%	令和7年度		

■ 基本方針3 ライフステージに応じた切れ目のない支援

指標名	単位	基準値測定年	基準値	目標値

第5章 計画の推進

I 計画の推進体制

本計画は、こども・若者および子育て支援施策を総合的に推進するものであり、その施策については、保健・医療・福祉・教育等、さまざまな分野にわたっています。このような広域な分野の計画を推進するためには、こども・若者・子育てを支える地域組織や関係団体、事業者や関係機関と行政とが相互に連携をはかりながら支援していくことが必要です。

本市では、山陽小野田市子ども・子育て協議会を、児童福祉等に関する有識者や市民、関係機関などで構成する外部の評価会議としても位置づけ、計画の進捗状況を報告し、成果・課題を共有しながら官民連携のもと、子ども・若者および子育て支援を推進します。

庁内においては、連携し、一体的な計画の推進に取り組みます。

2 子ども・若者への意見聴取

こども基本法において、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められています。

また、こども施策を策定、実施、評価するにあたって、子ども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられています。

子どもや若者を、ともに社会をつくる市民という認識の下、安心して意見を述べができる場や機会をつくるとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要です。

本市では、本計画を策定する過程において、意見を聴取し施策に反映させるため、小学生、中学生、16歳から39歳までの子ども若者に、アンケート調査を実施するとともに、関係者・団体や庁内関係部署の協力により、中学生や高校生、子ども、若者自身に座談会形式で意見聴取するワークショップを実施しました。

本計画では、こども自身へのアンケート調査による結果をこども施策の評価指標としているものもあり、今後も、子ども若者の意見を聴取し適切に反映するよう取り組みます。

こども基本法第11条で規定されている「こども施策」には、こどもの健やかな成長に対する支援や、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を主な目的とする施策に加え、教育施策や雇用施策、医療施策など幅広い施策が含まれます。

今後は、本計画だけではなく、市の施策を展開するにあたっても、子ども・若者の意見を聴取できる機会を充実させ、市の施策に意見反映する取り組みを進め、次代を担う子ども若者を含めすべての市民が主体的になれるよう努めていきます。

資料

1 子ども・若者からの意見聴取

2 山陽小野田市子ども・子育て協議会委員名簿

任期：令和7年7月1日～令和9年6月30日
(敬称略：50音順)

	氏名	所属団体等	備考
1	伊藤 一統	宇部フロンティア大学短期大学部	会長

2	植木 朋子	社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉事業団	副会長
3	岡村 誠	公立保育園保育会・育児会	
4	沖村 靖宏	山陽小野田市中学校校長会	
5	加藤 善成	山陽小野田市保育協会	
6	草田 和枝	特定非営利活動法人ハートフル優とぴあ	
7	佐古 幸恵	山陽小野田市母子保健推進協議会	
8	柴田 好江	山陽小野田市民生児童委員協議会	
9	高木 直也	山陽小野田市私立幼稚園PTA	
10	田村 真理奈	山陽小野田市私立保育園保護者	
11	茶屋 由子	公募による市民	
12	綱井 健哲	山陽小野田地区労働者福祉協議会	
13	西本 杏美	山陽小野田市小・中学校PTA連合会	
14	藤本 満士	山陽小野田市小学校校長会	
15	棟久 光江	山陽小野田市私立幼稚園連盟	
16	山岡 好弘	公募による市民	
17	山縣 智恵美	地域活動連絡協議会	
18	吉岡 智代	社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会	